

第百九十回国
参議院
総務委員会
會議録
第十二号

平成二十八年五月十日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月二十日

辞任

柘植 芳文君
森本 真治君

補欠選任
溝手 顕正君
藤末 健三君

四月二十一日

辞任

石井 正弘君

補欠選任
柘植 芳文君

四月二十二日

辞任

溝手 顕正君

補欠選任
石井 正弘君

四月二十五日

辞任

井原 巧君
石井 正弘君

補欠選任
中川 雅治君
水落 敏栄君

四月二十六日

辞任

中川 雅治君
水落 敏栄君

補欠選任
井原 巧君
石井 正弘君

四月二十七日

辞任

井原 巧君
吉川 沙織君

補欠選任
水落 敏栄君
齋藤 嘉隆君

四月二十八日

辞任

水落 敏栄君
齋藤 嘉隆君

補欠選任
石井みどり君
吉川 沙織君

五月二日

辞任

石井みどり君

補欠選任
井原 巧君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

山本 博司君

大沼みずほ君

島田 三郎君

藤川 政人君

石上 俊雄君

寺田 典城君

井原 巧君

石井 正弘君

磯崎 陽輔君

関口 昌一君

柘植 芳文君

二之湯 智君

松下 新平君

森屋 宏君

江崎 孝君

難波 奨二君

羽田雄一郎君

林 久美子君

吉川 沙織君

横山 信一君

吉良よし子君

片山虎之助君

又市 征治君

主演 了君

高市 早苗君

土屋 正忠君

松下 新平君

奥水 恵一君

森屋 宏君

委員

大臣政務官

総務大臣政務官

総務大臣政務官

総務大臣政務官

総務大臣政務官

総務大臣政務官

総務大臣政務官

総務大臣政務官

総務大臣政務官

総務大臣政務官

総務大臣政務官

総務大臣政務官

総務大臣政務官

総務大臣政務官

総務大臣政務官

総務大臣政務官

総務大臣政務官

総務大臣政務官

総務大臣政務官

総務大臣政務官

総務大臣政務官

総務大臣政務官

総務大臣政務官

総務大臣政務官

総務大臣政務官

総務大臣政務官

総務大臣政務官

総務大臣政務官

総務大臣政務官

事務局長

常任委員会専門員

政府参考人

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官補佐

内閣官房一億総活躍推進室長代理補

内閣府政策統括官付参事官

内閣府政策統括官付参事官

内閣府政策統括官付参事官

内閣府政策統括官付参事官

内閣府政策統括官付参事官

内閣府政策統括官付参事官

内閣府政策統括官付参事官

内閣府政策統括官付参事官

内閣府政策統括官付参事官

内閣府政策統括官付参事官

内閣府政策統括官付参事官

内閣府政策統括官付参事官

内閣府政策統括官付参事官

内閣府政策統括官付参事官

内閣府政策統括官付参事官

内閣府政策統括官付参事官

内閣府政策統括官付参事官

内閣府政策統括官付参事官

内閣府政策統括官付参事官

内閣府政策統括官付参事官

内閣府政策統括官付参事官

内閣府政策統括官付参事官

内閣府政策統括官付参事官

内閣府政策統括官付参事官

内閣府政策統括官付参事官

内閣府政策統括官付参事官

内閣府政策統括官付参事官

内閣府政策統括官付参事官

厚生労働大臣政務官

国土交通大臣政務官

総務省情報流通行政局長

総務省総合通信基盤局長

総務省政策統括官

文部科学大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

三ッ林裕巳君

宮内 秀樹君

小野 哲君

佐村 知子君

木下 賢志君

荻澤 滋君

名波 義昭君

稲山 博司君

富永 昌彦君

原田 淳志君

猿渡 知之君

亀水 晋君

新井 豊君

淵上 俊則君

安田 充君

青木 信之君

山田真貴子君

今林 顯一君

参考人

日本放送協会 長

和辻 健二君

宮城 直樹君

石田 優君

豊永 厚志君

安藤 久佳君

濱谷 浩樹君

吉本 明子君

樽見 英樹君

藤原 章夫君

南 俊行君

福岡 徹君

武田 博之君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○行政制度、地方行政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

(公立病院に係る地方交付税措置の在り方に関する件)

(大規模災害時における通信手段の確保に関する件)

(マイナンバーカードの普及促進に関する件)

(平成二十八年熊本地震における臨時災害放送

局の開設状況に関する件)

(平成二十八年熊本地震の被災自治体に対する支援に関する件)

(水道施設の耐震化及び水道料金の平準化に関する件)

(日本放送協会における公平・公正の確保に関する件)

(投票所の開閉時間の在り方に関する件)

○行政機関等の保有する個人情報情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山本博司君) ただいまから総務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、森本真治君が委員を辞任され、その補欠として藤末健三君が選任されました。

○委員長(山本博司君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

行政制度、地方行政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査のため、本日の委員会に、理事等協議のとおり、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官補佐村知子君外二十六名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山本博司君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本博司君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

行政制度、地方行政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査のため、本日の委員会に日本放送協会会長榊井勝人君を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山本博司君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本博司君) 行政制度、地方行政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○島田三郎君 おはようございます。自由民主党の島田三郎でございます。

初めに、四月二十九日から三十日にかけて香川県高松市で開催されましたG7情報通信大臣会合について質問をしたいと思います。

開くところによりますと、G7の情報通信大臣会合が開催されましたのは実に二十一年ぶりだと言っております。我が国で主催できたことは大変意義深いものであると思っております。また、伊勢志摩サミットに向け弾みも付いたのではないかと考えますが、情報通信大臣会合の成果について、会議を主宰されました高市総務大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(高市早苗君) どうもありがとうございます。

四月二十九日、三十日、二日間にわたってG7香川・高松情報通信大臣会合を開催いたしました。G7各国、EU、ITU、OECDのICT分野のリーダーの方々が集まって、私が議長を務めさせていただきました。

この会合で、憲章、共同宣言、そして附属書としての協調行動集の三つの成果文書を取りまとめました。今回はまさに二十一年ぶりの開催となりました。来年はイタリアで開催という形で、今後継続的に、情報通信、非常に変化の大きい時代でございますので各国で協調をしていこうということと、今回開催に向けて取組をしたこと、そしてまた成果文書の取りまとめを行ったことにつきまして、日本のインシアティブとリーダーシップに

対し各国から高い御評価をいただくことができました。

した。

具体的には、議論を通じまして、二〇二〇年までに新たに十五億人をインターネットに接続すること、自由でオープンなインターネットを支える情報の自由な流通を確保すること、安全、安心なサイバー空間に関する課題に協働して取組をすることなど、G7としてのICT分野の基本的な方針について合意をいたしました。

さらに、成果文書に基づきまして、ICTインフラの整備を通じたデジタルデバイドの解消など、ICTのアクセスの向上、サイバーセキュリティの確保やプライバシー保護のための情報共有の推進や連携、各国のIoT関連団体の連携、AI開発原則の検討などを通じたイノベーションの促進、ICTの活用による健康医療、高齢化社会、女性活躍、防災など、地球規模課題への解決に向けた国際協力の推進にG7が協働して取り組むということにも合意をいたしました。特にAIにつきましましては、日本からの提言でAIの研究開発に関する八原則を提唱させていただきました。各国からも検討を行うことについて賛同が得られました。

今回の会合におきまして、G7の間でICTに関する取組の方向性について共有できたという意義は大変大きく、今回の成果を五月二十六日、二十七日に伊勢志摩で開催される首脳会合にも反映させていきたいと考えています。さらに、本年六月のデジタル経済に関するOECD閣僚級会合、また本年九月のG20杭州サミットといった国際会議においても今回の成果を発信していきたいと考えております。

今回、開催に当たりましては、この総務委員会の先生方の御理解もいただき、また香川県や高松市の皆様にも大変な御協力をいただいたことに感謝申し上げます。

○島田三郎君 準備も含めまして、大変御苦労さされたことと思います。まづもって、関係各位の皆様方、大変お疲れさまでございました。

ついで、私自身の考えを述べさせていただきますが、御質問をさせていただいたと思っております。

今国会に地方交付税法等の一部の改正をする法律案を提出し、三月二十九日に成立したところであります。これにより、地方交付税法の本則において、地方交付税の総額における特別交付税の割合が六%とされました。

参議院総務委員会における我が党の大沼みずほさんの質問に対し、大臣は、特別交付税の割合を六%にする必要について、まづ自然災害の多発、多様化による災害関連費、また地域交通や地域医療等の地域住民の生活を守るための不可欠な経費、また人口減少を克服するための施策に意欲的に取り組む地方自治体を支援する経費が増加をしていると答弁をされました。

特別交付税は、あらかじめ予見をすることのできない災害発生時の経費や住民に不可欠な経費などの重要な経費に対して財政措置が行われるものであり、特別交付税の割合について六%が継続されましたことについては私自身も大変評価をするものであります。

一方で、地方自治体の役割はその時代時代に順じて変化をしていくものであります。地方交付税で措置する対象も、真に必要なものかどうか、見直しをしていく必要もあるわけであり、長年にわたる算定してきたものであっても、社会の変化に伴い、財政措置を廃止したり縮減すべきものがないかなど、の不断の見直しを行った上、財源を新たな財政需要に振り向けることも必要と考えております。

近年において特別交付税の算定項目の廃止や縮小等の見直しを行った状況をお答えください。

○政府参考人(安田充君) お答えいたします。特別交付税は、客観的な基準により算定されます普通交付税では捕捉できない災害や除排雪に要する経費などの特別の財政需要等を考慮して交付するものでございます。

この特別交付税の算定につきましては、その透

明性向上の観点から、あらかじめ標準的な経費の算式が可能な経費につきましては、できる限り省令に算定項目を位置付け算定方法を明記すること、これを基本としてきたところでございまして、この結果、平成二十七年の算定項目数は五百八項目となっておりまして、十年前の平成十八年度の三百八十八項目と比較いたしまして大きく増加しているところでございます。

その一方で、必要に応じまして既存の項目の見直しを行ってございまして、平成二十五年は十八項目、平成二十六年は三十七項目、平成二十七年は二十五項目を廃止してきております。例えば、ごみ焼却施設の解体撤去というものにつきましては、別の財政措置が行われたことによりまして平成二十七年に廃止しております。また、低公害車導入促進対策、これにつきましては、その導入が一般化したことによりまして実績が減ってきている、少なくなってきたというようにございまして、平成二十六年に廃止しております。こうした例があるところでございまして、

総務省といたしましては、経済社会の状況でございますとか地方団体の財政需要等の変化を踏まえまして、特別交付税による対象経費につきまして今後とも必要な見直しを行ってまいりたいというふうにご考えております。

以上でございます。

○島田三郎君 特別交付税は、災害のほかにも様々な行政需要に対応しているというお話でございます。

ただ、その中で、本来普通交付税で対応すべきものも含まれているのではないかと私は常々考えております。

公立病院に対する特別交付税措置は、私ども過疎地の不採算地区病院に對しましては、例えば結核、精神、感染症などのいわゆる特殊医療に関するもの、またリハビリテーション、周産期、小児医療に関わるものや救命救急センターに対するものなど多岐にわたります。不採算医療を担う公立

病院にとつては非常に大きな重要な財源であるわけでありまして、このような財政措置は必要なことだと思っております。

しかし、こうした財政措置は、ある意味では特別交付税になじむものであるかという疑問もあるわけでありまして、公立病院が地域医療に果たす役割を考えて、できる限りきめやかな措置をしていく結果だとは思いますが、これらは、災害のように最近発生した行政需要というわけではなく、普遍的な行政需要でないかと思うわけであります。

公立病院が先ほど申し上げた不採算医療を担う以上、今後とも直ちにそうした行政需要がなくなるものではないと、特別交付税が普通交付税の補完的役割を担うとすれば、単年度に発生したものでなく、過去から恒常的な生じている行政需要に對して、本来、特別交付税ではなく普通交付税による措置をするのが私は適当であると思っております。公立病院に措置している特別交付税についてはそうした項目が含まれるのではないかと考えております。公立病院への財政需要というのはまさにこうしたものであるのではないかと、思っております。

そこで、森屋政務官にお伺いいたします。

公立病院に対する行政措置については医療機能ごとに特別交付税による措置をされてはいますが、普通交付税による措置に移行すべきではないかと思っておりますが、御意見を伺いたしたいと思います。

○大臣政務官(森屋宏君) お答えを申し上げます。

先生御案内のとおり、公立病院につきましては、民間病院の立地が困難であるへき地等における医療や救急、周産期などの不採算・特殊部門に關する医療の提供を担っておりまして、こうした医療の多くは地域や公立病院に偏在があるため特別交付税により今まで財政措置を講じてきたところでございます。一方、高度医療など全国的に偏在が少なくない医療機能に要する経費につきましては普通交付税により財政措置を講じておりまして、これまでの見直しにより、救急告示病院に係る経

費につきましては、平成二十一年度より特別交付税から普通交付税による措置に移行をしたところでございます。

総務省といたしましては、先ほど来先生から御指摘をいただきました課題につきましても認識を十分いたしておりまして、現在進められております医療提供体制の改革の動向等を踏まえまして、地域で必要とされる医療を提供する公立病院に對しまして適切な財政措置が講じられますよう、交付税措置の在り方につきまして引き続きこれからも検討を進めてまいりたいというふうにご考えております。

以上でございます。

○島田三郎君 実は、私の地元にも公立病院、安来市立病院というのがございます。この病院は市内で唯一の救急告示病院として救急医療及び小児科夜間救急を提供するとともに、無医地区への巡回診療、また生活習慣病予防などの健康づくりへの支援、医師や医学生や及び看護学生、救急救命士等の実習の受け入れなど、不採算でありながら地域医療の要として重要な役割を担っております。

実は大して、百八十床ということで、大きな病院ではありませんが、受診者もその地域に住んでいる方が大半で、そこで対応できない場合は、例えば私どもの地区におきましては、放射線治療や高度化医療が必要な患者さんは大体半径二十キロ以内に、米子市や松江市などのいわゆる急性期の病院に向かうわけであります。しかし一方で、島根におきましては急性期の病院までに一時間以上掛かるところもあるわけであります。

こうした事例を踏まえまして、それぞれの地域の実情に応じて対応すべきとは思いますが、病院が地域に根差して安定的に経営していくために、必要以上の多くの機能を求めず、他の病院と役割分担を明確にしていかなきゃいけないと思っております。公立病院の役割については、民間病院その他の医療機関と……

○委員長(山本博司君) 時間が来ております。まためていただければと思います。

○島田三郎君 ありがとうございます。

適切な役割分担や機能分担、連携を図っていくことが望ましいと考えておりますが、大臣、いかがでございますでしょうか。

○委員長(山本博司君) 高市大臣、簡潔にお願いしたいと思います。

○国務大臣(高市早苗君) はい。

公立病院の役割については、やはり今委員が御指摘をいただきましたとおり、公的病院、民間病院との機能分担と連携を推進していくことが必要だと思っております。

都道府県が策定する地域医療構想を踏まえまして、各公立病院が果たすべき役割を明確化した上で、更なる再編、ネットワーク化に取り組むよう要請しております。特に、地域医療機関ですが、公立病院のみならず公的病院や民間病院を含めて地域の医療提供体制を、目指すべき姿を示すというものでございまして、更なる改革を進める中で、委員が御指摘いただきましたような民間病院などほかの医療機関との統合再編にも踏み込んだ検討が進むと考えております。

いずれにしても、どの地域に住んでも安全に命を守る、そういう体制が必要だと思っておりますので、しっかりと必要な支援を行ってまいりたいと思っております。

○島田三郎君 ありがとうございます。

○羽田雄一郎君 民進党の羽田雄一郎です。よろしく願っています。

まず、長引く熊本を中心とする地震で亡くなられた方々にお悔やみを申し上げます。また、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。また、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

まず、情報通信関係でありますけれども、今回の熊本地震も含めて、大規模な災害が生じた直後には救助要請や安否確認のため携帯電話やメールの利用が集中することになります。その一方で、特に東日本大震災の直後には、携帯電話の発信が急増して、ふくそう状態の発生や、通信インフラの被災により通信機能が停止するなどの事態とな

りました。また、東日本大震災では、長時間にわたる停電が生じたことから、地震や津波による直接の被害がない携帯電話基地局についても、バッテリー等の枯渇により機能停止に陥るものがありました。

総務省は、こうした東日本大震災の教訓を踏まえた対策を講じており、携帯電話の基地局について停電対策等を講ずることを事業者に義務付けているはずであります。しかしながら、今回の熊本地震においても、四月十六日未明の本震後に広範囲で停電が発生し、十七日頃まで続きました。その結果、非常用バッテリーの容量不足等により最大で約四百の携帯電話基地局が機能停止する結果となっていました。

こうした状況をどのように受け止めているのか、また、今回のような連鎖地震による長時間の広域停電という事態を踏まえ、新たな対策の在り方を検討する必要があると考えますけれども、総務省の取組方針をまず伺いたいと思います。

○政府参考人(福岡徹君) お答えを申し上げます。

委員御指摘のとおり、東日本大震災では大規模な停電や伝送路の切断などによりまして多数の携帯電話局の停電が長時間継続をいたしました。総務省におきましては、このときの教訓も踏まえまして、インフラの耐災害性を高めるために関係省令を改正をいたしまして、御指摘もいただきましたように、例えば発電機に使用する十分な燃料の備蓄、あるいは補給手段の確保等による停電対策の長時間化、あるいは通信回線の複数経路化を始めとする対策強化を電気通信事業者に対して義務付けを行ったところでございます。

また、独自に、携帯電話事業者といたしましては、停電した基地局のカバーしていたエリアを隣接する他の基地局のアンテナを遠隔制御することによりましてカバーをしていくという中ゾーン基地局の整備などの取組も実施をしてございます。今回の地震でございませうけれども、これ、御指摘のとおり、最大で約四百局の携帯電話基地局の停電

がございました。他方で、四月の十六日時点でNTTドコモにおきましては全ての市町村役場において通信の疎通を確保しておりますし、また、避難所につきましては、四月の十九日の時点でほぼ全ての避難所を、これを復旧事業者の基地局がカバーするということができたということでございます。現在は、土砂崩れの影響で直ちに復旧が困難な基地局も三局ほどございますが、連休前の段階で、三社とも携帯電話の利用可能なエリアは地震発生前と同等にまで復旧をしているというところでございます。

このような復旧状況の背景といたしましては、先ほど申し上げました中ゾーン基地局の整備が進んだこと、あるいは市町村役場等の重要なエリアをカバーする基地局の停電対策については長時間化が図られてきたということなど、一定の効果はあったのだと思っております。

なお、さらには、現在、避難所での通信利用環境の更なる改善のために、事業者におきましては無料公衆無線LANのアクセスポイントを開設するなどの取組を進めておりまして、これも連休前の段階でほぼ全ての避難所で無料WiFiが利用可能となつていくところでございます。

ただ、そうは申ししましても、一部の地域、一定の時間ではございますが、携帯電話の基地局の停電によって通信ができない地域があったことは事実でございます。現在、この個別の携帯電話局の停電の原因や、あるいは復旧の対応等の具体的な検証、分析に取りかかったところでございます。この結果も踏まえまして、今後の更なる取組の必要性などについて検討してまいりたいと考えております。

○羽田雄一郎君 是非今回の結果もしっかりと分析していただいて今後に役立てていただきたい、こういうふうな思いしますので、よろしくお願ひいたします。

今回の熊本地震のような大規模地震の発生時に、基地局の機能停止により通常の携帯電話の通信が途絶した場合にあつても、通信衛星を経由し

て通話を行う衛星携帯電話等の利用をすることによって通信手段を確保することが可能となるというふうな思いです。

平成十六年に発生した新潟県中越地震後においては、中山間地域等の集落の散在地域における災害時の通信手段として衛星携帯電話の有効性が指摘されており、衛星携帯電話の購入に関しては補助金等も設けられ、整備が推進されてきたはずであります。しかし、維持管理に経費が掛かることもあり、報道によると、南阿蘇村も昨年の八月にコストが効果に合わないとして整備を見送つたとされております。

しかし、今回の状況を踏まえれば、災害発生時に中山間地域等で集落の孤立を防ぐために衛星携帯電話の更なる配備促進に向けた方策について検討する必要があるのではないかと考えますけれども、政府としてどのような対策を講ずる考えか、伺いたいと思います。

○政府参考人(福岡徹君) 総務省におきます取組につきましてお答えを申し上げます。

私も総務省におきましては、災害時における被災地域の通信確保を目的といたしまして、災害対策用の移動通信機器をまず総務省の方で備蓄を行つてございます。具体的には、今お話がございました衛星携帯電話を三百台、それから簡易無線機、トランシーバーというようなものでございますが、これが九百台、それからMCA無線機二百八十台を平常から備蓄をしております。これらの通信機器は全国十一か所に配備をしております。災害時には地方自治体等からの要請に応じて無償貸与を行っております。これまでも、平成二十三年の東日本大震災、それから平成二十四年の新潟県等の大雪災害など、地震、豪雨、豪雪等の自然災害が発生した際に地方自治体に無償貸与を行つてきております。

今回の熊本地震におきましても、衛星携帯電話につきましても、熊本県高森町、南阿蘇村のほか、被災地支援のために職員等の派遣を行つていただいております岩手県、愛知県、京都府亀岡

市、富山県にも、応援に行かれる職員の方に使つていただくための衛星携帯電話の無償貸与を行つてございます。計十四台という状況でございます。さらに、携帯といいますが、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクも衛星携帯通信事業も行つておりまして、これらの事業者も無償貸与を行つていくと聞いていますのでございませう。

私もといたしましては、今後ともこの災害対策用の移動通信機器の配備と無償提供を継続してまいりたいと思っておりますが、近年、衛星携帯電話も低価格が進んできておりまして、代表的には三種類ほどあるわけですが、サービスによりましては携帯電話並みの料金になってきているといったサービスもございませう。したがって、私も、地方自治体に向けてこのような最新情報を提供していくといったようなことなどを、災害対策としての衛星携帯電話の配備が進むよう私どもとしても努力をしてまいりたいと思つております。

○羽田雄一郎君 普及すれば衛星携帯も安くなつていくんだというふうに思いますし、利便性また有効性も考えると衛星携帯電話の重要性というのは今後もあるのかなというふうに思いますので、是非今後も推進をしていただきたい、こういうふうに思います。

次に、地方行政の関係でお伺いをしたいと思います。

目下進められている地方創生については、今年度が本格的な推進段階であり、各地方団体においても様々な取組を行おうとしているところでありまして、そういったさなか地震により大きな被害が生じてしまい、被災団体においては、現在、被災者の生活支援を始めとして懸命な取組を行っているところであり、政府においてもこれを万全の体制で支援することを更にお願ひをしたいと思いますし、また今後被災団体が地方創生の取組で不利とならないよう配慮を是非お願いをしたいというふうに思います。

そういった点からしても、被災団体に対する税

財政上の対応については丁寧に行っていく必要があると考えております。地震の被災後、総務省は、被災した納税者に対する地方税に係る申告等の期限の延長、徴収猶予及び減免の措置等について適切に運営されるよう地方団体に通知を发出しております。被災団体においては、今後、被災者の状況に応じて税の減免を行うことも想定されるところでありますけれども、その分は被災団体に与っては減収となることになります。

この減収に対しては確実に財政措置を行っていく必要があると考えますけれども、この点、現行制度ではどのような対応となっているのか、伺います。また、今回の被災団体は必ずしも財政力が強いわけではないと思いますけれども、現行制度による対応で今後の財政運営に支障が生じる懸念はないのか、見解を伺いたいと思います。またあわせて、財政措置を講じていくことを改めて被災団体に対して助言するなど、総務省としても丁寧に対応していくべきであると考えますけれども、方針を伺いたいと思います。この三点についてお答えをください。

○政府参考人(安田充君) お答えいたします。

熊本地震につきましては、四月二十五日に激甚災害に指定されたところでございまして、これに伴いまして、一定の条件を満たす被災団体につきましては地方税の減免等による減収を補うために歳入欠陥債の発行が可能になります。この歳入欠陥債は充当率が一〇〇%でございまして、後年度その五七%が特別交付税で措置されるというものでございます。

総務省といたしましては、こうした財政措置を的確に講ずることによりまして、被災団体の財政運営に支障が生じることのないよう、被災団体に對して丁寧に説明、助言を行いながら、でき得る限りの対応を行ってまいりたいというふうに考えております。

○羽田雄一郎君 是非、被災団体に対する丁寧な対応をお願いしたいというふうに思います。最後にですけれども、総務省の行政評価局に関

する質問を行いたいというふうに思います。国土交通省も呼んでおりますので、よろしく願いをいたします。

総務省が平成二十二年の九月に出した貸切りバスの安全確保に関する勧告はどのようなものなのか、この勧告を受けて国土交通省が講じた改善措置を総務省はしっかりと把握しているのかどうか、伺いたいと思います。

○政府参考人(新井豊君) 御指摘のございました平成二十二年九月の貸切りバスの勧告でございますが、貸切りバス事業につきまして多数の法令違反があり、安全運行への影響が懸念されることなどから、貸切りバス事業者におきまして安全確保対策の実施状況等を調査いたしまして、その結果を踏まえまして、行政処分の実効性の確保、旅行業者に対する指導の徹底、交代運転者の配置基準の見直しなどを勧告したものでございます。

また、総務省におきましては、勧告内容の実効性を確保するために、勧告に沿った改善措置が行われているかフォローアップを行い、その結果を公表してございます。

本件につきましては、平成二十二年九月の勧告後、改善措置状況のフォローアップを二十三年五月、二十四年八月の二回実施しております。この中におきまして、行政処分基準の明確化、旅行業者、貸切りバス事業者間の契約における書面取引の義務化、交代運転者の配置基準の見直しなどの国土交通省における措置状況を確認しているところでございます。

○羽田雄一郎君 勧告を行っていたにもかかわらず、本年一月に私の地元であります軽井沢のスキーバス事故が起こったということに対する総務大臣の所感をまず伺いたいと思います。また、今回の事故を受けて再度行政評価を行うべきではないかというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(高市早苗君) 今局長がお答えしましたとおり、平成二十二年の勧告後もフォローアップを行い、国交省の取組状況を注視してまいりま

した。しかし、そのような中でも本年一月の事故が発生してしまい、もう誠に残念で、私も悔しい思いでいっぱいでございます。やはり法令遵守の徹底がいまだに十分な状況だったと考えざるを得ません。

現在、貸切りバスの安全確保対策に関する行政評価・監視を改めて実施するということになっております。国土交通省で現在行われております新たな取組ということも注視しながら、まず貸切りバス事業者などの法令遵守状況、そして貸切りバス事業者などに対する指導監督状況などについて実地に調査を行うということにしておりますので、よりの確に課題を把握して実効性のある勧告を行ってまいります。

○羽田雄一郎君 私が国土交通大臣を務めさせていただいたときにも、その前に起こって、私が大臣のときに相当厳しくしたはずなんです、結果的に遵守されていなかったということ、こういうことが起き続けてしまうということ、でありますので、しっかりと法令遵守させるように努力をしていただきたいというふうに思っておりますし、国民の命に関わることでありますので、よろしくお願いをいたします。

このような事故が繰り返されてはならないと思えますし、貸切りバス事業者の法令遵守、遵守を徹底するために国交省はどのように取り組んでいるのか、再度お聞きしたいと思えます。

○大臣政務官(宮内秀樹君) お答えをいたします。

国土交通省におきましては、このような悲惨な事故を二度と繰り返さないという決意の下で、貸切りバスの抜本的な安全対策を検討するために、軽井沢スキーバス事故対策検討委員会におきまして議論を重ねているところでございます。三月二十九日に中間整理を取りまとめをさせていただいたところでございます。

具体的な取組といたしましては、悪質事業者に対する厳格な処分、利用者への貸切りバス事業者名の提供、それから新規の雇入れ運転者への実技

訓練の義務付け、またドライブレコーダー装着の義務付けなど、実施可能なものから速やかに実行に移すものとしたしております。

事業者における法令遵守を徹底するためには、早期の改善、是正を求めるために、監査の実効性を向上させるとともに、悪質な事業者に対する事業許可の取消し等の厳しい処分を実施することが必要であるというふうに考えておるところでございます。

以上の考え方を踏まえまして、軽井沢スキーバス事故対策検討委員会におきまして具体的な再発防止策の検討を行っているところであります。夏までに再発防止に向けた総合的な対策を取りまとめることといたしております。

○羽田雄一郎君 先ほども言ったように、私が大臣のときに相当厳しくしたはずなんです、結局法令遵守されていなくて、今回も相当、抜き打ちで検査をしたところ、守られていない事業者がたくさんあったというふうに報告を受けています。そういう意味では、まず、抜本改革というよりは、今までのものもしっかりと守らせることが大事だということに思いますので、そこを踏まえて新たな措置を講じていただきたい、こういうふう

に思いますので、よろしくお願いいたします。また、国民の命に関わるということであれば、準公共交通機関と言われるようなタクシーにおいても、やはり今ウーバーとかリフトとかという二種免許も持っていないような事業者が参入しようとしている、また、ウーバーなんかはもう既にアプリもあって、使えるような状況になっている、こういうことに関しては相当危惧をしております。

国交省としても、しっかりとこのことについても注視していただきたいと思いますし、総務省の方でも、この評価という中で、評価局の中でしっかりと、本当にこんな、タクシー事業者ではない、二種免許も持っていないような人が事業をしていいのかどうかということを監視をしていただきたいというふうに思います。このことを申し上げ

げて、私の質問を終わらせていただきます。

○寺田典城君 民進党の寺田典城でございます。

今日は、たくさんの方お集まりいただきまして、誠に有り難く、申し訳なく思います。

それで、熊本については、本当にお悔やみとお見舞いを、あれなんです、地震がまだ収まらないというか、そういう感じで、非常に災害というのは恐ろしいものだということでもたかみしめておるんですが、早く収まっていたらいいなと、そういう思いで質問させていただきました。

これで三回目になります、三月十日と四月十九日と、マイナンバーカードは住基ネットカードの二の舞にならないのかということなんです。当初は、三千万人は予算化もしし、申込みは一千万人近く、想像以上あったと、そういうある面では当初は進軍ラッパも吹かれたような感じだったんですが、実際は、九百五十三万枚作成しても交付できているのは三割にとどまっているということなんです。このままでする行っちゃったたらどうなるんだろうと。

そういうことで、まず松下総務副大臣からお聞きしたいんです。どう思っているんでしょうか。

○副大臣(松下新平君) お答えいたします。マイナンバーカードの申請につきましては、おととい、五月八日時点で、J-LEISに対して約一千四万枚の申請がされております。これは、既に住基カードの有効交付枚数、七百万枚ですけれども、これの一・四倍強に当たります。理事御指摘のとおり、このマイナンバーカードの普及が鍵を握るというふうに思っております。このマイナンバーカードの普及を進めるためには、そのメリットを十分に周知するとともに、更なる利便性の向上を図ることが必要であると考えております。

マイナンバーカードにつきましては、民間事業者も利用できるマイキーの部分があり、この部分

に一番の可能性があると考えております。また、住民の方がカードの利便性を実感していただくことが重要であることから、カードのマイキー部分を活用した住民票の写しなどのコンビニ交付の拡大、公的個人認証サービスによる電子証明書の民間事業者における活用、自治体や商店街などの様々なサービスを活用できるマイキープラットフォームの構築などに取り組むことにより、様々な場面で利用されるカードとなるよう民間事業者の方と積極的な意見交換を行いながら、カードの普及促進に向けて検討を進めてまいります。

なお、御指摘ございました郵便局の活用につきましても、まずはマイナンバーカードの利便性拡大の観点から、例えば現在マイナンバーカードのマイキー部分の活用について、日本郵便も参画し、総務省の懇談会で検討しております。実証事業を実施しているところでもあり、今後とも引き続き関係部局とも連携を図りながら検討を進めてまいります。

○寺田典城君 利便性の向上、それからカードを使用する実感があるようにしていきたい、また民間事業者とも、それから日本郵政とも連携を保っていききたいということなんです、この前も大体同じような答弁なんです。それで、そんなに進んでいるってはいえ進んでいないんです。これは、要するに日本の国というのは申請主義ですから、カードを申請しなきゃならないわけですね。だから、役場の方、窓口の方では、結局はカードを申請してください、持ってきてくださいよと、そうすると私たちは受け付けますという形なんです。

私は、それではなかなか進まないと思うんです。例えば、住民票なんかは二週間出さなければ、転入した場合ですね、過料五万円とか、出生届は二週間過料五万円、理由がない限りはと。いろいろ、もう行政のシステムとしていろいろなものが付いているんですね、所得税だってそうでしょうし、免許証は書換えしなきゃ失効して

しまうとか。だから、もう少し知恵を絞ることと、それから、郵便局は二十万人の職員おつて臨時職員が二十万人ぐらいますから四十万人ぐらい、二万何千、二万四千といったですか郵便局があるわけですから、それを具体的に協力して、連携してやれば進むと思うんですが、私はこのまま行っちゃったらやっぱり住基カードみたいになっちゃうんじゃないかなと。

だから、今言った質問で、具体的にもう少し答えてみてください。担当の局長でもいいし。

○政府参考人(稲山博司君) お答えいたします。マイナンバーカードの利用促進という観点から、副大臣が御答弁させていただいたとおりでございます。

いずれにいたしましても、そのカードのメリットというものが実感できるようにしていくということが一番大事だと思います。

御意見の中にはカードの義務的な御発言も今ございました。これについては相当幅広い御議論が要るのではないかと思います。また、いろんな資源なりを活用しながら、できるだけ住民の皆様がたくさん持てるようにしていくという取組についていろんな知恵を絞っていくことは大事だと思っております。私も、省内に利活用についての懇談会つくりまして、いろいろ横断的に検討しているところでございます、より実感できるようなカードになるように努力をまいりたいというふうに思っております。

○寺田典城君 市役所の窓口では、それこそ土日を使ったりしててご舞いしておるところもあるんですよ。ただ、それだけの負担掛けてもこのくらいしか進んでいないでしょう。だから、もう少しインセンティブとか与えるような具体的なことを私は検討した方がいいと思いますよ。何か検討する気ない、ありませんか。

○国務大臣(高市早苗君) 現在、申請数は非常に伸びております。そしてまた、J-LEISでカードの作成もそれに追いついていないんですが、各市町村にカードは送付されているんですが、い

かんせん、やはり年度初めの異動時期、ここに重なった繁忙期の中で、市役所での、市区町村役場での交付が遅れているという事実がございます。

まず、カード欲しいなと思って年末などにせつかく早々に申し込んでいたの方にカードが手元に行き渡るといことが重要でございます。

これも、今月中に総務省の中でタスクフォースを立ち上げて、今月の末までに、大都市の方が割と交付が遅れているんですが、大きな都市であつても交付が早くスムーズにいつているところの事例もしっかりと聞き取り、また、遅れている、大変な目をしているんだというところからの御事情も伺いながら、早期にカードをお手元にお渡しするマニュアルを作成して全自治体にそれをお知らせし、またフォローアップもしてまいります。そして、やはり使い勝手のいいカードになることが先生御指摘のとおり何より重要だと私考えておりますので、どうしてもこのマイキー部分を活用して地域経済の活性化につなげていくべく現在タスクフォースで検討中でございます。

様々民間団体も、また地方の商店街なども、また地方自治体も興味をお示しいただいておりますので、まずはしっかりと希望者にカードをお届けすること、次に、住基カードに比べてはるかに使い勝手のいいカードであるという形をつくっていくこと、ここにしっかりと力を注いでまいります。

○寺田典城君 市役所とか地方自治体の人員というのは、要するに、いろんな年頭とかのピーク時に合わせて人がいるわけではないので、そして今行政コストも削減しなきゃならぬで、そういうことで、もう少し知恵絞る必要があると思いますよ、皆さん。でなければ、私は進まないと思います。結果が五月末になればどうなるのか、六月末になればどうなるのか、はつきり言って注視したいと思っております。

次に移ります。今、安倍政権は地方創生を掲げています。そして、総務省は地域力創造・地方の再生という、こ

れ同じようなこと二つ、私から言わせるとそんな
んです。地域再生法というのは二〇〇五年に
あつて、できたんだけど、昨年の会計検査院
では数値目標は五％しか達成していないとい
うことなんです。

なぜこんなに、内閣府から含めて、総務省から
含めて同じようなことを重複してなきゃなら
ないのか。本当に自治体は大変だと思います。少
しその辺を整理してみる気じゃないですか。今、
地方創生局も、まち・ひと・しごと創生本部の方
も来ていますし、総務省の地域力創造審議官も来
ているんですから、今手を握つてみてください。
どうぞ。

○政府参考人(佐村知子君) 厳しい御指摘頂戴い
たしました。

地方創生と申しますのは、晩婚化やあるいは晩
産化、東京一極集中の傾向という現状を踏まえま
して、やっぱりこのままでは地方が消滅するんでは
ないかという危機感の下で、総理を本部長とし
て、全閣僚を構成員として、まち・ひと・しごと
創生本部の下で、東京一極集中を是正しまして、
若い世代の就労と結婚、子育ての希望を実現する
という、そういった明確な目標を挙げて取り組む
ものでございます。人口減少の克服と地域活性化
を一体的に取り組んでいくという、言わばこれま
でにない取組でございます。

昨年末に閣議決定をいたしました総合戦略二〇
一五の改訂版では、地方における安定した雇用を
創出する、仕事の問題など重要ですので、そう
いったことを、四つの基本目標を定めまして、こ
れらに対応する各省庁の施策を位置付けてござい
ます。

その中には、お話しした地域経済循環創造事業交
付金、ローカル・ワンプロジェクトでありますと
か、定住自立圏、あるいは移住交流……(発言す
る者あり) あつ、失礼しました。

総務省の各施策もございまして、要は、私ども
内閣官房と総務省がしっかりと連携をして取り組む
ということをお願いしたいということでございます。

す。
そういった議員の御懸念のような事態が生じな
いように、今後とも、私ども地方支援、しっかりと
地方の声を聞いて取り組んでまいりたいと思つて
おります。

○政府参考人(原田淳志君) お答えいたします。

今、佐村さんの方からお話がありましたよう
に、地方創生、政府一体として取り組んでいるも
のでございます。

そういうものの中で、総務省としましては、地
域資源や人的資源などの地域力、こういうものを
高める取組を支援することが地方が課題に積極的
に対応していくために必要不可欠なものである
という認識の下、地域経済好循環推進プロジェク
トの推進や過疎対策などの条件不利地の活性化、
また人材力の活性化といったような課題に政府の
一員としても取り組んでいるところでございま
す。

以上でございます。

○寺田典城君 デスクで、霞が関感覚でデスクで
立案して、そしてそれを地方に押し付けてやれつ
たつて、それは進まないですよ。制度を変えな
きゃ。

この石川好さんつて、この人は変わった書きつ
ぶりの鋭い視点の持った方なんです、これ読
んでみれば分かるのとおりですね。これ、日本は本
当に駄目になりますよと最後に書いています。東京
を解体するぐらいのことをしなければ地方創生な
んかできないでしょうということを書いています
ね、一番最後の方です。

一つの例として、これちよつと読んでみて、ど
なたさんか、どう思います、一分で答えてくださ
い、これを読んでいるはずですから。

○政府参考人(原田淳志君) お答えいたします。

石川好さんのこの記事、読ませていただきました
。この記事にもありますように、二〇一五年度
の住民基本台帳人口移動報告によりますと、日本
全体が人口減少社会に入つた中で、東京圏は昨年
度よりも増えて、約十二万人が転入超過となつて

いる状況でございます。この記事にもございま
すように、その多くが占める若者が地方に帰らな
い、これが東京一極集中の大きな要因でございま
すけれども、石川さんも指摘されておりますよう
に、東京にいろんなものが集中してあるというこ
とがその背景にあるものと考えております。

私も、このような現状を変えるべく、先ほど
申しました雇用場をつくるという意味でのロー
カル・ワンプロジェクトなり移住交流といった地方
への新しい人の流れをつくるための取組を現在進
めております。今後におきましても一層まち・
ひと・しごと創生本部の一員として地方創生の実
現に向けて頑張つてまいりたいと考えております。

○寺田典城君 雇用の場の確保、晩婚化だとか雇
用、それだったら私、二〇〇七年からもう言つて
いるんですけども、一国二制度ですね、東京
なんかよりも法人税半分にしたいかがですかと
言っているんですよ。そのぐらいの度胸なければ
企業なんかは来ないでしょう。だから、それ向
きの企業が来ると思いますが、だから制度を変え
なきゃならないので、ただ、何というんですか、
頭で考えてお祭りに、厳しい言葉で言えば、
やつてみたつて無理なんです。

それで、あるとき、私の市長の頃だったですけ
ど、あれは平成五年頃だったですね、国土庁で、
第五全総だったですか、呼ばれてまして、あの当時
は地方振興局は局長が自治省から出ておりまし
て、過疎債の問題で、どう扱つたらいいだろう
と。私は、今までのような過疎債は、だから、平
成五年ですから一九九三年ですね、もうやめた方
がいいと、橋造るから、道路造るからとか、公民
館造つてやるからここに残つてくださいと、そう
いう時代じゃないと言つたんです。

確かに、いい物、道路とか橋とかきれいな
ていますよ、過疎債、百兆円も金掛けているん
ですから、これで、過疎対策費として。そして、物
を持ち過ぎて、財政力以上に資産持ち過ぎて、今
度こういう減損処理するための地方債も発行でき

るようにしようよというんで、そういうことも
やっているでしょう。だから、国でやっているそ
のやり方というのは、どこか、プラス、物を足せ
ば何とかなるだろうとか、予算付けてやれば何と
かなるだろうという、そうじゃないんですよ。時
代の流れとか、そういう人の流れなんというの
は、そう簡単に変えられるようなことじゃない
んで、制度を変えなきゃ駄目なんです。それをひ
ろくしていただかないんですよ。

だから、そういうことをする気はないです
か、どうですか。思い切つたことをやってみよう
ということ、まち・ひと・しごとも含めて、ど
うぞ一分ずつで答えてください。

○政府参考人(佐村知子君) お答えいたします。

大変示唆に富む御指摘ありがとうございます。
確かに、制度を変えなければ変わらないとい
う大きなこともございまして、まずは私ども
今それに向け、制度を変えなくても今できるこ
とを、今、一生懸命、人口の一極集中問題とい
うに取り組んでいるところでございます。また、委
員の御指摘のようなそういう大きな問題に関し
ては今後ともしっかりと検討してまいりたいと思
います。

ありがとうございます。

○政府参考人(原田淳志君) 一般論で申し上げ
れば、制度は恒久的なものではありませんので、時
代の時々に応じて、よりいい方向に改革してい
くというのは当然であると思っております。

ただ一方で、制度が安定していることも施策を
進める上で必要な部分かなというふうに思つて
おります。今御指摘のありました過疎対策につ
きまして、法律の期限等々を踏まえながら、過
疎地域の現状等を踏まえて、よりいい対策、過
疎地域の自立促進に向けた対策になるように、こ
れからも国会の皆様方とも検討を重ねてまいり
たいと思っております。例えば税負担の話とかそ
ういふものにつきましては、なかなか租税の公
平性の観点というものも考えて難しい局面もあ
ろうかなというふうに思っております。

以上でございます。

○寺田典城君 税の負担の公平性とか、そういう理屈、役所的な理屈でやるんですよ。だから、全国一律の制度、これは守らなきゃならぬ、だって何もう変えられないですよ。キロ百五十億で造った道路も、キロ、田舎に行けば三十億で造った道路も同じ料金ですよ。そんな、もうとにかく何でもそういう、いや、例えば地方財政を変えていただいたんですけど、地方自治体が国立大学に駐車場寄附したり、高度機械寄附したり、医療講座設けたり、それは地方財政法上違反だから駄目だなんていう、それをその当時の局長さんと取っ組み合いするぐらいやって、行政訴訟起こすというまでやって寄附持ってきたり、もう制度変えなきゃ無理なんですよ。幼保一元化だってそうなんです、三十人学級だってそうなんです。

それを、地方自治体をつかさどる省がやる気がなかったら日本の国は駄目になりますよ、率直に言つて。このまま行きますよ、衰退しますよ。そうすると、若い者はますます都会に行かなくなっちゃうんです。そういう形になっちゃうんです、それは、仕方がないんです。東京に来なきゃ、仙台に行かなきゃならぬ。だから、それはもう少し深刻に考えてください。まずそれを申します。

次に、放送法と表現の自由について問います。日本の国というのは、いつ頃から知らぬ、この頃、安倍総理になってから、率直に言つて報道の独立性というのはなくなっているんじゃないかなと、重大な脅威に直面しているんじゃないかと、そういうことで心配して、デビッド・ケイさんという方ですか、日本に来て、いろいろ取材もしたり高市大臣に会いたいという申込みもしている。ジャーナリストに聞くと、政治家からの間接圧力で仕事を外され、沈黙を強いられると訴えたとかも言っています。高市大臣は度胸のいい人だから、電波停止だというふうなこともしゃべったりしていますね。その辺について、ケイさんは、放送法四条は適正だと、だけれども、何が公平であるかについて

はいかなる政府も判断すべきでないと信じて、そういうふうな言い切っています。この言葉についてどう思いますか、大臣。

○国務大臣(高市早苗君) まず、ケイさんでございますけれども、先月、四月十二日から十九日まで来日されていたと承知をしています。私に対しても、外務省を通じて面会の申込みをいただきました。是非私自身の口から日本の放送法や制度、諸外国の違いも含めて御説明申し上げたかったんですが、先方の方から面談の日程として指定された、具体的に提示された四月十三日は参議院の決算委員会の審査で朝から夕方まで決算委員会に私が出ておりましたこと、そしてまた、十四日も何とかなるといふことだったんですが、この日は衆議院の総務委員会、参議院の総務委員会、衆議院の本会議ということで終日私は国会におりましたので、総務省からは松下副大臣そしてまた局長が対応して様々説明をしていただきました。

しかしながら、ケイさんがおっしゃるように、総務省が担っている、放送に関する監督、規制などを総務省が担っているということが問題だという先生からのケイさんのお話の御紹介でありましたけれども、私自身がお会いできた是非説明したかったことの一つに、日本の場合は、日本国憲法第五章内閣において内閣を行政権の主体として認めております。そして、議院内閣制でございますので、内閣の一員である各省の大臣が責任を持つてそれぞれの所管する分野の行政を執行するというにされていくということ。それから、政府から、現在、例えば私自身からであっても安倍内閣を批判する報道に対して何ら抗議をしたこともございませんし、具体的に番組のキャンセル等について何らかの圧力を掛けたという事実もありませんし、そういったことはあり得ないことだと思っております。

特に、組織の在り方についてのケイさんの御指摘ですが、各国の事情に応じて様々で、アメリカは大統領が任命する委員が構成される委員会、FCCが放送行政を所管していますし、フランスで

は大統領が指名する委員長などによって構成されるCSAが放送行政を所管しています。また、日本と違つて諸外国では番組規律違反に対処する刑事罰や行政庁による罰金が設けられているところもありますが、日本ではこの番組準則違反に対するそのような担保措置はございませんので、そういった諸外国との日本の違い、こういったことについて、また、放送法の趣旨について私自身がしっかりと説明を申し上げたかった、大変これは残念に思うことですが、ただ、報告書そのものは来年まとめられるということですので、それまでに外務省を通じてしっかりと説明を続けてまいりたいと思います。

○寺田典城君 長々と注釈を聞いて。本当に、もう少し自由に物をしゃべれる社会というのか、それが社会の発展につながると思ふんですよ。だから、批判だつて十分聞く度量を持つ。総務省がこういうところ良くなんだつたら、その批判、それによつてもう一転がし発展するとか前進する。役所というのはどちらかというと不利な部分については出したがらない方だし、余り物をしゃべらせたがらないというのが習性になっているんですよ、情報を隠したり、都合の良いことだけ開示したりしてね。だから、そういう点がジャーナリズムとして批判が出るということをかえつて喜ぶようなことが社会の発展につながるということ、そういう認識で動いていただきたいんですよ。

それで、初井会長に聞きますけれども、ボルトールという、何というか、思想家ですね、一七〇〇年代の方なんですが、私はあなたの意見には反対だ、だが、あなたがそれを主張する権利は命を懸けて守るという言葉があるんですよ。もう一度言います。私はあなたの意見には反対だ、だが、あなたがそれを主張する権利は命を懸けて守りますという、これ、この言葉どう思います。

○参考人(初井勝人君) もし私がそういう立場になったら、同じような行動を取るのではないかと思います。

○寺田典城君 誠にうれしく思います。それ、恐らく記録には残ると思いますので。

それで、この間、毎日新聞の朝刊にこんなこと、NHK放送センターで開かれた震災対策本部会議で、原発については住民の不安をいたすにかき立てないよう公式発表をベースに伝えることを続けてほしいと。これは初井さん、会長の発言なんです。

ジャーナリズムというのは、公式発表だけでやつておつたら何も別にジャーナリズムにNHK要らないでしょう。年間千七百四十万円も一人当たり金掛けておつて、取材もそういう独自の取材もしないというふうな、その行動というのは許せませんか。あなたがそれを、たがをはめるようなことを言うという自体がおかしいと思ふんですよ。どう思います、会長。

○参考人(初井勝人君) まず、その会議のことは、多分、熊本の地震の災害対策本部における私がしゃべったことが先生の耳に届いたんだと思いますが、私が申し上げたかったのは、あれだけ大きな地震があつた後でございますので、そういう地震のことについては我々は詳細にいろいろ報道しております。しかし同時に、あそこ、川内地区にある原発の問題についてはいたすらに不安をかき立てることがあつてはならないと。

つまり、全く皆さんの関心が無いわけではございませんので我々としては当然報道はしていきますけれども、今回は熊本の地震のことを報道するのが主目的でありまして、川内原発のことをいろいろと報道するという状況ではなかった。しかしながら、やはり皆さんの関心は原発に影響があるのではないかと、そういうふうなことに對する御心配もおありでしょうから、私は、そういう心配をなくすために、川内原発の事実を事実としてしっかりと伝えるようにという意味で申し上げたわけでございます。何れも取材をするとかしないとか、我々は一方的に発表されたものを伝えるとか、そういう意味で言つたわけではございません。

当然のことながら、いろんな過程において、そのときの状況に応じて我々は当然取材もやっておりまし、事実に基づいて報道をしておりますので、是非このオケージョンが熊本地震のときの会議であったということをよく御了解いただいたと思います。

○寺田典城君 いや、川内原発のこととして言っているのはよく分かっていますよ、それは。それじゃ答弁にならぬですよ。こういうことを言う自体がおかしいということなんです、公式発表をベースにして伝えてほしいと言う自体がね。

それから、原発なんというのは、稼働することと廃炉すること、どっち難しいかというと、廃炉の方が何十倍って難しいですよ、まだ完成されていないですよ、技術も。

それから、靱井会長、申し訳ないけれども、東京電力の原発の被災地を見てきましたか。それから、被災者が住む仮設住宅も見て回りますか。ちよつと、見ているか見ていないか、それだけ答えてください。

○参考人(靱井勝人君) それは福島の話ですか。私はサイトにも行っておりますし、仮設住宅にも訪問もしておりますし、今回、熊本にもすぐ現場にも飛んで行っております、状況よく見ております。

○寺田典城君 それだったら、福島の浜通りのあの悲惨さというのはよく理解しておるはずだし、それから被災者住宅に、仮設住宅に住んでいるというのは、まずとにかく私だったら、あれ一週間、一か月もつかない。何もないですよ。それをもう少しやほりという状況を取り上げることによつて、いろんな新しい考えが出てくるんですよ。

いや、だから、この間、熊本での物資提供についても、自衛隊が入ってきて届くようになってきているのできめ細かく報じてもいいんじゃないかと今度には自衛隊のことを後ろからサポートしてみたり、にぎやかな会長さんだと思ふんですが、い

ずれにせよ、もう少し表現の自由というのはNHKもつとしっかりしなきゃならぬと、私はそのことをお伝えさせていただきたいと思ひます。次に移ります。

ビッグデータなんです。ビッグデータ活用することはいかにもかと思ふんです。それで、憲法二十五条、全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活できると。八〇二〇運動というか、これは歯科医師会が、私も現場でも相当やりました。八十歳になつて歯が二十歳ある人は本当に健康です。(発言する者あり) 二十本。八十歳になつて歯が二十本。丈夫です。しっかりとしています。それと健康寿命ですね。ビッグデータを活用してどういうことをやるか、その辺を各省庁の方、答えてください。

○政府参考人(南俊行君) 総務省からお答えをまずさせていただきます。

あらゆるものがインターネットにつながるIoT時代を迎えますと、今後あらゆる分野でビッグデータの活用が進むというふうな考えをしております。

特に健康分野では、今先生御指摘の八〇二〇運動、健康な歯を維持するために、言わば電動歯ブラシにセンサーを付けてスマホと連動させることによつてゲーム感覚で正しい歯磨きの仕方を習得できるようなサービスがもう現に登場してございます。

あるいは、地方自治体の中には、歩数データ等を基にヘルスケアポイントというようなインセンティブを付与することによつて健康づくりを進めていたり、あるいは、広島県の呉市のように、半年分のレセプトデータだけで糖尿病の患者の重症化を予防するよう、そういう取組を進めている事例もござりますので、こういったものを横展開していくことによつて、IoTやビッグデータが国民の健康寿命の延伸につながり、ひいては医療費の削減にもつながるということが可能であるというふうな考えをしております。

先生御指摘の憲法二十五条というのは、国の責

務としまして、健康で文化的な最低限度の生活を国民が営み得るように国政を運営すべきことを定めているというふうな認識をしておりますので、今後とも、関係省庁と連携しながら、IoTやビッグデータを活用した国民の健康づくりというものに取組んでまいりたいというふうに思っております。

○政府参考人(樽見英樹君) 厚生労働省でございます。

健康寿命の延伸、非常に大事なことでござります。生涯現役で自分らしく活躍できる社会というものをつくっていくと、これからの日本にますます大事だというふうに思ひます。

健康寿命の延伸ということでは、先生御指摘の八〇二〇運動もそうですけれども、まさに国民一人一人がそういう意識を持つて、言わば健康的なライフスタイル、そういうものを送っていくということが大事だというふうに思ひます。

御指摘のビッグデータについても、そういう健康的なライフスタイルを支える社会づくりという観点から役立てていくことだろうというふうに思ひます。

私もとしては、レセプトデータや特定健康診査のデータを活用したいわゆるデータヘルスの推進でありますとかデータベースの構築というようなこともやっておりますけれども、こういうことについて、セキュリティの問題なんかに気を付けていきながら、こういうものをますます進めて、健康的なライフスタイルを支える社会づくりというように向けて引き続き努力をしていきたいというふうに考えております。

○政府参考人(安藤久佳君) お答え申し上げます。

経済産業省では、最も行動変容が難しいと言われております糖尿病の有病者を対象にいたしまして、精度の高い健康情報を収集し、重症化予防に向けた新たなヘルスケアサービスの実証事業を開始しようというところでございます。患者さんのレセプト情報、そして健診情報、健康情報を集

約、分析することで個々人に合った健康サービスの創出に向けました実証事業を行つてまいります。

○寺田典城君 高齢化時代です。人が長生きしちゃうようになつてきたので、とにかく、今介護が、十兆円が二〇二五年になれば二十兆円、たかというふうな時代で、それでは財政もたないでしよう。出てくるのが、企業活動にビッグデータを重きを置かれていような形になつているんですが、できるだけ、何というんですか、健康な人づくりのためのビッグデータもひとつ大いに役所として考えていただきたいと、そう思つています。

現に、何かちよつと調べてみたら、歯というのは二十八本あるらしいんですが、親知らず除いてです、それで、七十歳で八本しかないらしいんですね。ああ、もうそんなもんかと思つて、そんなデータが出ておつたんですが、ここ、歯医者さんいなかつたかな。

それで、介護認定なんかも、私もできるだけ介護認定少ないように健康な人づくりしようということをやつたんですけども、例えば大阪府とか和歌山なんていうのはみんな二〇％超えているんですね。ところが、山梨なんて一四％台とか、それだけ差があるんですね。だから、そういう点も含めて、地方自治体と一体になつてビッグデータを活用しながら健康な人づくりをつくつていただきたいと思ひます。

そういうことで、時間となりましたので、靱井さん、会長、ひとつ、主張する権利は命を懸けて守るということをひとつ忘れずに頑張つてくださいます。

以上でございます。ありがとうございます。

○横山信一君 公明党の横山信一でございます。まず、マイナンバーのことから伺つてまいりますが、マイナンバーの交付、交付が始まつて四か月になります。まず、現在までの交付状況どうなつているかということをお伺いをいたしますが、先日、日曜日だったんですが、このマ

インナンバーのことではなく別件で秋田市の市民センターにおきまして、ちょうど市民センターに行ったらインナンバーの受付を行っていたので我が党の市議と一緒に激励に立ち寄りさせてもらいました。そうしたところ、三月には最大で二時間も待ち時間が発生したということも伺いました。

これは、進学や就職などでインナンバーの受付が集中したためということですが、来年度以降もこうした状況が生じることが考えられます。今後どうしようとしているのか、これ大臣に伺います。

○国務大臣(高市早苗君) インナンバーでございますが、現在、五月八日現在ですが、申請数が約千十四万枚、自治体で作成されて送付された数が約九百八十五万枚、交付済みが約三百七十万枚ということで、自治体が受け取っているカードをいかに早く交付していくかというのが大変大事な時期になってきております。

横山委員が秋田を訪問された本年の三月においては、やはりインナンバーカード交付の本格化と住民異動の繁忙期、これが重なって、通常の引越などに伴う異動の受付と、あとカードの交付などに係る情報処理がJ-LISのカード管理システムに集中したことによって交付端末の情報処理速度が低下したといった事情もあり、住民の皆様をお待たせする事象が生じたものだと思っております。

来年以降も同じようなことになってしまつては大変でございますので、総務省とJ-LISにおきまして、まず、通信が集中する午前中の時間帯における交付前設定などの処理の抑制、カード管理システム及びCSへの同時接続数の引上げという対応をしてまいりました。さらに、これらの通信集中ですとか一連のシステム障害などを踏まえて、J-LISに対して、カード管理システムを含めたJ-LIS全体のシステムの総点検を要請しております。これも現在進行中で様々な作業をしておりますので、自治体の皆様の御要望も伺いながら、大変御苦労もお掛けしていることを承知し

ておりますから、必要な支援を検討しながら改善を続けてまいります。

○横山信一君 最初の、始めたばかりの年でありますので、様々な事態も生じてくると思えますが、それを今後に生かしていけるように、スムーズな発行ができるようにこれからもお願いしたいと思ひます。

次に、WiFiのことについて伺いますが、先日、質問でも、WiFi環境の整備が進むにつれて、スマホ、タブレットでのやり取りが増えることで遅れが生じるというような質問をさせていただきました。それで、周波数の拡充を検討されているというお話があったわけですが、このWiFiの用途というのは日々拡大をしておりますので、改めて確認するまでもないわけでありまして、インバンド対策はもう準備済みでありますけれども、災害対策も進行しておりますし、あわせて、つい最近分かつたんですけれども、トンネル工事なんかではデータのやり取りをWiFiを使ってやっていると、そういう事業者が増えているということも伺っております。

そういう意味では、このWiFi環境の整備を今後どう進めていくのか、改めて、これは興水政務官に伺います。

○大臣政務官(興水恵一君) お答え申し上げます。

二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を見据え、無線LANの更なる活用に向けて、無線LANの出力制限の緩和や、先日お答えを申し上げました周波数帯の拡大等のニーズが高まってきたというふうに認識をしております。

総務省におきましては、このようなニーズに対応するため、五ギガヘルツ帯無線LANの出力の増力や、屋外で利用できる周波数帯の拡大等に向けて、昨年十二月より、情報通信審議会において、気象レーダーや地球探査衛星などのそういったものと、共用条件に係る、そういった技術的な検討を進めているところでございます。これは本

年秋までに技術的条件を取りまとめまして、これを受けて総務省といたしましては所要の制度改正に取り組んでまいりたい、このように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○横山信一君 分かりました。

では次に、熊本地震のことについて伺つてまいりますが、甲佐、御船、益城町に順次臨時災害放送局が設置されてきました。これは、大規模な災害が発生したときに、その被害軽減を目的として臨時的に開設されるFM放送局でありますけれども、この臨時災害放送局、これは熊本地震ではどのように運用されてきたのか、また今後どうするのか、伺います。

○副大臣(松下新平君) 横山委員御指摘のとおり、この臨時災害放送局の役割でございます。今般の熊本地震にしましては、熊本市、甲佐町、御船町及び益城町からそれぞれ開設の申請がございまして、即日免許したところでございます。

このうち、現在は甲佐町、御船町及び益城町の三自治体が運用を継続しております。避難所の情報や給水、救援物資などの生活情報が提供されております。なお、熊本市の臨時災害放送局につきましてはコミュニティFMが移行したものでございまして、五月一日にコミュニティFMに戻っているものでございます。

今後とも、これら臨時災害放送局におきましては、簡便に多くの方々へ情報を提供するという放送の役割を十分に発揮され、被災地の復旧復興の状況を踏まえて被災生活に役立つ情報提供がなされていくことを期待しております。

また、総務省におきましては、他の自治体から新たな臨時災害放送局の開設の御相談があれば、免許手続などの対応を迅速に行つてまいりたいと考えております。

以上です。

○横山信一君 今回の地震が特徴的だったということではないんですが、東日本大震災でもそうでありましたけれども、ツイッター等のSNSを利用して被災者から支援要請の発信が多く見

られたようであります。NICTでは、この被災者からのつぶやきを自動整理するDISANAというのを各自治体に周知をしているというふう聞いております。これは、DISANAというのは、東日本大震災のこうした被災者の発信というのがかなりあったということを基にして開発されてきたものであります。この開発の経緯と、それから、今回の熊本地震では、これが、このDISANAが十分に活用できていないようにも聞いておりますけれども、今後どのように周知を図っていくのか、併せて伺います。

○政府参考人(富永昌彦君) お答え申し上げます。

NICTでは、ツイッターに投稿された情報、災害情報を分析し、関連する場所を地図上で表示させる対災害SNS情報分析システムDISANAにつぎまして、委員御指摘のとおり、二〇一一年に発生した東日本大震災を契機に開発に着手しております。二〇一四年十一月よりインターネット上で一般向けに公開しております。

このシステムでございますけれども、例えば、熊本県で何が不足していますかといった地震被害に関する質問を入力いたしますと、ツイッターの投稿内容を分析いたしました、集約した結果を表示させることが可能となっております。

今回の熊本地震では、四月十四日に発生いたしました前震の翌日に、アクセスしやすいようにNICTのトップページにリンクを設置しております。四月十九日に総務大臣の閣議後記者会見がございましたが、その際に本システムにつきまして発言されたということもございまして、二十一日には一日で六千件を超えるアクセスがございました。このDISANAでございまして、NICTが人工知能の研究開発の一環として開発しているものでございまして、無償で公開して、災害時に国民の皆さんに多様な質問を入力してもらうことで、更に高精度な情報分析を可能とする技術を開発しようとするものでございます。総務省及びNICTにおきましては、DISANA

ANAの周知活動といたしまして、自治体における実証実験ですとか震災対策等の技術展でのデモ展示を行ってまいりましたが、今後もこのような災害時の対応に資する研究開発成果が自治体等において有効に活用されるよう、周知活動にしっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

○横山信一君 SNSは玉石混交な情報がいつばい出てまいります。そういう意味では、災害時に有効な情報を得るということであれば、住民が被災住民が行政から発信される信頼できる情報を得やすくなるということが重要だというふうにも思います。内閣府では、フェイスブックページにも被災者に必要な情報を発信し続けております。東日本大震災を教訓にして、避難所となる公共施設へのWiFi整備というのが進められております。熊本地震での避難所での無料WiFiはどのような状況になっているのか、また、スマホそれからタブレット端末の充電用電源はどういうふう

に設置をされているのか、併せて伺います。

○大臣政務官(奥水恵一君) 委員御指摘のとおり、今回の熊本地震のような災害の発生後は、被災者の方が地方公共団体等の発信する情報を携帯電話やスマートフォンにより迅速かつ簡便に入手できる環境の整備が大変重要だと考えております。

具体的には、総務省におきまして平成二十五年度の補助事業で避難所等を管理する熊本市に無料WiFi環境の整備支援を実施し、これにより市が避難所等の八か所に合計十七台のアクセスポイントを整備をしたところでございます。また、今回の熊本地震では、主要な通信事業者の協力を得て避難所における臨時の無料WiFiの設置を進めており、五月九日までの間に地方公共団体から要請のあった避難所五百十か所に対して合計七百五十二台のアクセスポイントを設置したところでございます。これらの取組により、現在ほぼ全ての避難所において無料WiFiの利用が可能となっております。

さらに、避難所における通信機器の充電用電源の確保についてでございますけれども、総務省で保有する移動電源車を被災自治体に貸与しており、通信事業者においても携帯電話、充電器、マルチチャージャー七百八十六台の配置も行ってきたところでございます。

こうした利用環境が今後被災者の生活再建に役立てられていくように、総務省では四月二十八日に地方公共団体やNPO等に向け、被災者の生活再建と被災地の復興に向けた通信・放送利用の施策を総務省のホームページにおいて公表をさせていただいたところでございます。

総務省といたしまして、引き続き被災者の方々に対する通信環境の確保や情報発信を精力的に進めてまいります。よろしくお願いいたします。

○横山信一君 最後の質問になりますけれども、被災者にとりましては携帯電話、メールなどの電気通信サービスというのは安否確認などで重要な手段になっておりました。その利用料はどうなるのか、最後、お伺いいたします。

○大臣政務官(奥水恵一君) 委員御指摘のとおり、被災者の方々にとって電気通信サービスは安否確認のための重要な手段でございます。各電気通信事業者は、公益的な要請とともに経営への影響等を考慮しつつ、被災者の方が用いる通信利用料の減免等の措置を行っているところでございます。

具体的には、携帯電話契約で定めるデータ容量を超えて無料でデータ通信を利用できるようにするとともに、熊本県内の飲食店やコンビニなど四千四百のアクセスポイントで無料WiFiの提供等の対応を行っているところでございます。

さらに、避難所におきましては、先ほど紹介いたしました無料WiFi等のほか、臨時の公衆電話六十二台や衛星携帯電話六百十九台等を設置し、無料で提供しているところでございます。

このほか、固定電話等の利用者に対しては、自宅から避難することにより利用できなくなった期間の基本料を無料化したり、また四月十六日か

ら、大分県では四月二十三日、熊本県では四月二十九日までの間、県内全域の公衆電話を無料で開放したところでございます。

以上でございます。

○横山信一君 以上で終わります。

○吉良よし子君 日本共産党の吉良よし子です。

まず初めに、熊本地震の対策について伺います。

今回の地震により、人吉市、宇土市、八代市、大津町、益城町の五市町で損壊などのために庁舎が使えない状況にあると報じられました。これらの市町において解体撤去や新庁舎建設に関わる支援が必要と考えられますが、総務省としてどう支援していくのか、大臣、お答えください。

○国務大臣(高市早苗君) 私も、五月二日に被災市町村伺いました折に、それぞれ御要望も伺ってまいりました。

被災した庁舎のまず原形復旧に要する経費及び仮設庁舎の設置に要する経費でございますが、これは交付税措置の高い地方債の充当が可能です。被災団体の御事情をよくお伺いしながら、財政運営には支障が生じないように対処をしてまいります。

○吉良よし子君 自治体の事情を伺いながらということですが、結局、地方債ということであると借金ということだと思っております。元利償還時に交付税措置されるといことになると思っておりますが、その上限というのは八五・五％ということであり、それでもなお一五％近くは被災自治体の負担となってしまうことだと思っております。

昨日も熊本県知事からも、震災対応には県や市町村の財政基盤では極めて脆弱だからということ、国の財政支援を求めている要望も出されていると伺っております。にもかかわらず、自治体の負債を更に増やすようなことはあつてはならないのではないかと思っております。

その中で、やはりこうした場合の交付税措置の上限の割合を引き上げるかどうか、あるいは国

からの庁舎再建のための補助といった柔軟な財政的な支援も早急に検討すべきと考えますが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(高市早苗君) 今後も庁舎の被害状況ですとか、財政需要の把握はしっかりと行っております。そして、被災地におきます御意見、御要望を踏まえながら、総務省としても適切に対処してまいります。

○吉良よし子君 適切にとおっしゃることではあります。市庁舎が大きく損壊した宇土市などは、庁舎の耐震化が遅れた理由についても財源不足だというふうなことが述べられているという報道もありました。やはりそうした事情を見ていけば、財政的支援というものが本当に必要なということを私思うわけでして、更なる検討というのを強く求めたいと思います。

また、庁舎の対応だけでなく、その中身である人的支援も待ったなしであるということも言いたいと思うわけです。

震災後、五月の頭に現地に駆け付けた弁護士山添拓さんからお話を伺ったんですが、山添さんが宇城市の総務課長と懇談したところ、二十四時間対応の避難所運営に三交代で当たる中、連休明けからは通常業務も始まる、そういう中で職員の方々の疲労がたまっている、そういう不安が語られたという話です。罹災証明についても、五月二日の時点で既に二千五百人が書類を受け取りに来ており、これから倒壊状況の調査を行う予定ではあるけれども、それが予定どおりに進むかどうか、全国からの応援も来ているけれども、まだまだ足りないんだというお話が出されたということです。また、現地で要望を聞き取っている我が党の衆参の国会議員からは、梅雨を前に緊急の河川対策が必要であるとか、また医療や保健、介護など、長い支援も必要などの声も出されていると。

まさに喉から手が出るほど人手が欲しい状況に現地はあるのではないかと思っておりますが、今後は就労支援ということで住民を新たに自治体職員

として採用するといふ必要も出てくるのではないかとすることも考えられる。そうした中で、刻々と変化する被災地の要望、ニーズに沿つた息の長い人的支援、そして人的支援のための思い切つた財政支援も必要ではないかと思うのですが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(高市早苗君) 私は現地に行きましたのは五月二日でございますが、それは月曜日でございました。その前の週末までは防衛大臣を除く閣僚の現地入りは現地に御負担をお掛けするということで自粛するようにといたしたので、それまでは知事や市長さんと電話でお話をして御要望を伺うという状況でございました。

その中で、確かに熊本市長とお話をしたときも、今も既に職員を派遣はしていただいているんですけども、罹災証明の手続の窓口を見に行くと、もう長蛇の列なんだと。あと二百人以上、二百五十人とおっしゃいましたけれども、何とか追加的に派遣していただけないかといったお話もございました。

人手が非常に厳しいということについてはよく承知をしています。昨日、五月九日の時点で千四百四名の職員の方が派遣されて災害対応に当たっていたいております。この職員派遣に当たりましては、熊本市につきましては指定都市市長会が支援を行い、その他の市町村については九州知事会が支援を行ってくださっています。特に、その他の市町村なんですけれども、まず個別に担当の県というのを定めて、その県の方がワンストップで派遣ニーズを把握し、また派遣職員の調整も責任を持ってやっていただいておりますので、現地のニーズに応じた派遣が可能になっております。また、自治体間の広域応援のスキームで対応できない派遣ニーズにつきましては、総務省が地方三団体、つまり全国知事会、全国市長会、全国町村会と連携しながら、全国的見地から対応を行っております。

また、人的支援に係る派遣元の人件費も特交で支援をするという形で、今後被災自治体の御要

望をしっかりと伺いして、地方三団体、指定都市と連携して必要な応援職員の方々の確保を図ってまいります。

○吉良よし子君 様々取組進められているということですが、発災から三週間、事態はまだまだ収束していないわけであります。震度七クラスの地震が夜に相次いだことも受けて夜寝る恐怖を抱えながら生活している方がいるとか、また、二度の大きな揺れでマンションが耐え切れず損壊してしまっても修繕の見通しも立たない不安を抱えていらつしやる方がいるなど、被災者の皆さんの心労もピークを迎えているというお話も聞いているわけです。また、そういった中で、車中泊など避難

の実態が全部把握できていないという事態もあるということも伺っている。そういう中で被災者を支え、また生活再建に向けて昼夜分かたず奮闘する自治体職員に対して、総務省には、あらゆる支援を検討して実施する、その先頭に立っていただきたいということを強く重ねてお願いしまして、次に移りたいと思います。

次に伺いたいのが十八歳選挙権についてです。今夏の参議院選挙というのは十八歳選挙権が施行される最初の国政選挙となるわけです。若者の政治参加がどれだけ進められるかというところが注目される選挙にもなると思うわけですが、昨年、十八歳選挙権の導入となる公職選挙法の改正の議論の中で、私は、高校生の政治活動を禁止する文科科学省の通知の撤回が必要、ということをして指摘させていただきました。

しかし、昨年十月、文科省が新たに出した「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」という通知とＱアンドＡの中身を見えますと、授業、生徒会活動、部活動での高校生の政治活動は禁止、校内では放課後でも休日でも政治活動は制限あるいは禁止する必要がある、高校外での政治活動も学校教育の実施に支障があると認めた場合は禁止を含めた指導をする、その判断は全て校長の権限とすると。禁止、制限だらけの中身となつてい

て、校外での政治活動の事前届出制もあり得ると
されております。

ですが、五月二日付けの毎日新聞で見えますと、高校生の校外での政治活動について、愛媛の全県立高校五十九校と徳島県の県立高校の一部がこの届出制を義務付けている一方で、十五の府県と八政令市の教育委員会は事前届出は必要なしと判断しているという報道がありました。うち福岡県教委は、事前届出は集会や表現の自由に関わるのと判断した、政治的活動を積極的に進めるべきと、ききそれを阻害する可能性があると。埼玉県教委は、基本的に校外でやることは家庭と本人に任せざるべきで、届出制にする必要はないとコメントしております。

参議院選挙を控え、これから様々なテーマでデモや集会、開かれることとなるわけで、ここに高校生も参加することによって、より政治への理解が進み、また投票行動を含めた政治参加というのが促進されると私考えるわけですが、その事前届出制というものがそうしたもののかせにならないかという疑問があるわけです。

こうした事前届出制によって高校生が政治活動に参加することに二の足を踏むことにはならないとはつきり言えるのかどうか、文科省、お答えください。

○政府参考人(藤原章夫君) 答えいたします。

先般の公職選挙法等の改正の趣旨は、未来の我が国を担っていく世代である若い人々の意見を政治に反映させていくことが望ましいという意図に基づくものと承知をいたしております。

通知やＱＡＱＤＡで示したとおり、放課後、休日等に学校の構外で行われる高等学校等の生徒による政治的活動等は、家庭の理解の下、当該生徒が判断し行うものでございますが、このような活動も、高等学校の教育目的の達成等の観点から必き要かつ合理的な範囲内で制約を受けるものと考えております。文部科学省としては、こうした観点から届出制を取ることもあり得るものと考えておりますが、その際には、高校生が政治的活動に参

加することを萎縮させることのないよう、適切な配慮が必要であるというふうに考えております。いずれにいたしましても、具体的な指導の在り方につきましては、その目的に照らし、必要かつ合理的な範囲内のものとなるよう、各学校等において適切に判断されるものと考えております。

○吉良。し子君 結局、お答えになっていないわけですよ。先ほど、屈出制が政治活動に参加することを阻害するものになるのではないかと、そうならないと言えるのかと私伺ったわけですけど、それも、結局それに対してのお答えはなかった。それというのは、つまり、萎縮させることにつながるのではないかとということがあると思うんです。実際、お答えの中でも萎縮させることのないようにとわざわざ言うということが、もうこの屈出制を使うということを認めるということが萎縮させるという、現場を萎縮させるといふことにつながるんじゃないかと、そこは私問題だと思ふわけです。

もちろん、高校生、まだまだ成長途中にありま
すし、教師や保護者を含めた大人からの手助けも
必要な存在ではあるわけですが、やはり日本国憲
法には、高校生を含めて全ての国民に思想、信条
の自由と集会、結社、表現の自由を保障している
わけなんです。そこに届出制という制限を掛ける
というのは私はおかしいと思うわけです。

ところで、私、五月四日にNHKで放映されました「十八歳からの質問状」という十八歳選挙権に関わる番組に出演して、これから選挙権を持つ十代の若者の皆さんと各政党の代表の皆さんとともにお話をさせていただいたわけです。そこで出された声というのは、そもそも政治が分からない、その声が一番多かったんです。ただ、私、この話を聞く中で重要だと思ったのは、その分からないの背景には、分からないから知りたい、知つて投票に結び付けたいという声が、思いがあつたと思うわけです。事実、政治教育についても、副教材も渡されて、ちよつと説明されておもしろかった、これで政治教育終わりののかとか、学校ではたぐさんの授業など勉強をやつていて、政治

について考える授業をやっている時間がないんだと、そういう声も出されたわけです。

こうした声を聞いて、私、十代、二十代の若者が自分たちの将来を含めた政治について関心持つて投票に結び付けるためには、政治、社会についてももっとも議論する場、それをつくっていくことが必要だと思つたわけです。高校生含めて世論を二分するテーマ含めて政治の場でどのような議論がされているのか知らせて、それについて様々な人と話し合う、考えられる場をつくっていく、これが私、若い有権者を迎えるために必要なことだと思つたわけですが、総務大臣にはこうした十代の政治参加、積極的に進めていくために尽力していただきたいと思うのですが、その場づくりについていかがお考えでしょうか。

○委員長(山本博司君) 高市総務大臣、時間が来ておりますので、簡潔にお願いします。

○国務大臣(高市早苗君) はい。

総務省では、昨年度、全ての高校生に副教材を配付しております。この副教材においてディベートでの政策討論などの学習内容を掲載して、実践的な取組を行っていただいていると考えています。それから、総務省や選挙管理委員会において、出前授業、これを積極的に実施する中で、ワークショップなどを開催して地域課題などをグループワークで議論するといった取組もしております。

これからやはり国、地域の課題を自分のことと捉えて判断していく、そういう若い世代を育んでいくということは非常に重要だと思つておりますので、引き続き、場づくりについても努力を続けてまいります。

○吉良よし子君 届出制などで規制するのではなくて、やはりそうした政治について考え行動することをごんごんと国として奨励する、そういう立場に立っていただきたいということを申し上げて、終わります。

○片山虎之助君 今日はずまず地元の問題から質問させていただきます。

私は岡山県なんですけれど、岡山県の倉敷市水島というところに三菱自工という大きい会社がありまして、古いんですよ、この会社は。これが、御承知のように、燃費データを改ざんした問題で今いろんな矢面に立っているんですよ。

三菱というのはもう大変なブランドがある会社なんだけれども、これは三回目か何かなんだよね、このリコールを含めて。大変私は遺憾なので、もうこの辺でこういう問題を起こさないようにしてもらわなきゃいかぬと思いますよ。だから、その方面の方に原因究明や責任追及や再発防止やら是非やっていたきたいんですけれども、この大きい製作所が生産をやめて販売をやめてしまうと、これは地域経済に大問題なんです。民生安定にも雇用にも大変な関係がある。

だから、総務委員会と言うのが適当かどうかと私実は思つたんですけど、まあ総務委員会は地方全般、地方自治全般、地域経営全般のことをやるんだから言つてもいいんじゃないかと思つますよ。ほかの委員会もたくさんあるので、ほかの委員会でも取り上げてもらつて、事は大分私は進んでいると思うんですけれども、早く、今の一時帰休だとか給料カットだとか何とかだとかということでは是非早くやめる、止めるには、やっぱり生産再開なんですすよね。しかし、生産再開するには、きちつとすべきところはせないけません。

そこで、ほかの委員会で同僚議員が燃費の確認試験をどうするんだと言つたら、これはやると。六月中にやつて、実験をやつて、その結果を公表すると言われたんだけれども、その試験だけでは再開にならないんですよ。型式再申請というの、何かそういう手続が要るので、それがいつになるかというのが、大変、地元の皆さん、市長も市議会もみんな不安なんです。裾野は広いんだから、いっぱいそういうことを心配している。

だから、六月中に試験が終わるのなら、公表されるのなら、その次の手続は大体どのくらいになるかちよつと言わなきゃ駄目ですよ。その秘密主義がよくないのよ、役所は。これは国交省になる

のかな。

○大臣政務官(宮内秀樹君) お答えをさせていた

できます。

今回の三菱自動車工業の不正行為につきましては、国の自動車審査の信頼性を根本から損なうだけではない、我が国の自動車産業への信頼を傷つけて、ユーザーにも大きな不信任を与えるものでありまして、断じて許すことができないというふうに考えているところでございます。

国土交通省といたしましては、まず、データの改ざん等があつた軽自動車四車種につきまして、本来の正しい方法により燃費値と排出ガス値を早急に測定、算定する必要があると考えております。このため、五月二日より独立行政法人自動車技術総合機構におきまして、走行抵抗値及び燃料・排出ガス値の確認試験を開始いたしました。

確認試験の結果につきましては、六月中に取りまとめ公表することと予定しておりますが、国土交通省といたしましては、これらの確認試験の結果や検討の結果……(発言する者あり) はい。

やっぱり今回の三菱自動車工業の案件につきましては、今回の不正行為の全容を三菱自動車工業が自ら明らかにしていただいて、責任を明確にして、会社側が提出することとされている他のデータも含めまして、改ざん等の再発防止策を講じることがまずは必要であるというふうに考えております。

○片山虎之助君 型式指定の再申請は夏にはできるかな、夏、夏つて長いよ、どう。それだけ、簡潔に結論だけ。

○政府参考人(和辻健二君) ただいま政務官の方からもお答えしたとおりでございます。まず、三菱自工が再発防止策を講じるということ、これを踏まえて対応ができるものというふうに考えてございます。

○片山虎之助君 それじゃ、会社の方があなた方の注文応えたら、例えば六月中旬に、七月にできるかな。どう、局長。

○委員長(山本博司君) 手を挙げていた。できた

い。和辻自動車局長。

○政府参考人(和辻健二君) 失礼しました。いつということは何とも申しませんが、先ほどの確認試験の結果、それから不正防止、不正行為の防止策というものを、かつ、三菱自工が責任を明確に再発防止策を講じることが踏まえて対応ができるというふうに考えてございます。

○片山虎之助君 それは会社の方に直接か、あるいは市長、市議会を通じて言いますから、是非誠実に、可及的速やかにお願ひしますよ。

それから、関連企業の資金繰りなんです。セーフティー何とかという、セーフティーネット保証第二号というのがあつたらしい。これは条件が良くなるんですよ。これの適用決定を早くしてくれと地元は言っているんですよ。

そして、この前、どこかの委員会での答弁は、できるだけ早くと言っている。できるだけ早くといつて役所が言うのは、できるだけ遅くなんだよ。だから、できるだけ早くいって、もつと範囲を限定して言つてくたさい。これは経産省か。

○政府参考人(豊永厚志君) 三菱自動車の下請、孫請など関連中小企業者の資金繰りについては待たなしの状況だと承知しておりますので、影響の確認ができ次第、それを踏まえて速やかに対応することといたしたいと思つております。

○片山虎之助君 それじゃ前と同じなんだよ。だから、それじゃ駄目だと言っているんだよ。はい、もう一遍。

○政府参考人(豊永厚志君) 実は、既に岡山に担当官を派遣してヒアリングしております。で、今週中にも最終的な確認をする必要がございます。それを踏まえて可及的速やかに対応させていただきますと存じます。よろしくごしんしゃくだければ幸いです。

○片山虎之助君 そうすると、五月中だと期待している。

○政府参考人(豊永厚志君) よろしいかと思ひます。

それから、もう一つあるんです、雇用調整助成金。これは、前年度に比べて一〇％売上げなんかが落ちたらこの雇用調整金がもらえるということなんだけれども、三か月というんだよね。その三か月は、これからの三か月じゃなくて、その月に急減したら、前の二か月を三か月に繰り入れてもらって三か月で適用すると。こういうことにしたいというの、まあそうするということらしいけれども、それを関連の企業に徹底してもらわないと、雇用調整するかせぬから分らない、企業が。だから、そういう金がもらえるというところ、それじゃ職業訓練に行かせようか、自分のところで抱えておこうか、こういうことになるんで、これをお願いします。これは厚労省。

○大臣政務官(三ツ林裕巳君) 片山先生のおっしゃったとおりでございます。

その雇用調整助成金ですけれども、本助成金は、法令違反などを理由として事業活動が縮小した場合を対象となりませんけれども、その取引先企業において事業活動が縮小した場合は対象となります。この点について関係事業主に広く周知することが重要であると考えます。

このため、四月二十五日以降、事業主団体の要望に応じて各種助成金の出張説明会を行うなど周知を図ってまいりましたが、五月十三日の総社市を皮切りに関連企業を対象として本助成金制度の説明会の開催を予定しておりまして、関連企業に対し積極的に周知を行ってまいりたいと思っております。

○片山虎之助君 市やなんか言っても、まあ信用しないわけでもないんだけど、権威がないのよ。あなた方が言えば権威があるのよ。だから、もっと濃密にやってくださいよ。それを徹底すればうまくいくと私は思います。

もう以上で三菱自工は終わります。頼みます。それじゃ、もう場合によっては忙しい方はどうぞ、いいですよ、三菱自工関係。

○委員長(山本博司君) じゃ、三ツ林政務官、宮内政務官、退席して結構でございます。

○片山虎之助君 次の質問に入ります。いいですか。

今度は熊本地震の関係なんだけれども、セーフティーネット、水なんです、一つは。それ我々は、断水しているのが一万戸以上あると途中で聞いて、これは大変じゃないかと、こう言っておったんですが、それ聞いてからちよつと時間がたつたから、今もう断水はありませんね。

○政府参考人(樽見英樹君) 水道の断水でございますが、当初四十四万六千戸が断水ということでございましたけれども、昨日の数字でございますが、約千四百戸がなお断水をしているという、残念でございますけれども、状況でございます。そのほかに、地震による家屋等が大きく損壊した地域で、地域自体をつくり直さなきゃいかぬという地域はございますが、それ以外のところで千四百戸の断水。

この復旧の見込みでございますが、このうち約千七百七十戸は一週間程度、それから残り二百四十戸程度が実は周辺一帯の土砂崩れあるいは水道施設が大きく損壊しているということでございまして、ここについては約一か月程度というふうに見込んでいます。ただ、この見込みということを待つのはなくて、できるだけ早く復旧するというところで地元も大変努力をしているということでございます。私も努力をしてまいりたいと考えております。

○片山虎之助君 やつぱりこれを早くやるにはお金の支援と人の支援ですよ、技術というか、人的な支援。その支援の手当てというのは整っているんですか。

○政府参考人(樽見英樹君) おっしゃるとおりでございます。私どもとして、具体的な被害状況あるいは必要な技術支援を把握することによって、厚生労働省職員を被災自治体に派遣しまして、個別訪問をして被災地からの支援要請を聞き取るということをやっております。

それも踏まえつつ、日本水道協会を通じて、水道協会は御存じのとおり全国の水道事業体の集まりでございますけれども、自治体への技術職員の派遣、それから全国管工事業協同組合連合会というところを通じて管工事業者の派遣、これも全国からお願いをしまして、被災地の水道ができる限り早期に復旧されるように努めてきたところでございます。

それから、お金ということでございますが、水道施設の災害復旧は国庫補助の対象でございます。激甚災害に指定されたのでかさ上げの対象になりますので、厚生労働省として、被災市町村、財政支援、こういう状況についてはしっかりと伝えて復旧に努めるということともに、引き続きまして、関係省庁とも御相談の上、財政支援に当たって適切に対応してまいりたいと考えています。

○片山虎之助君 水道施設の老朽化が言われているんだけれども、水道施設の耐震化というのはどうなっているんですか。

○政府参考人(樽見英樹君) 被災地における耐震適合率ということでございますけれども、平成二十六年年度の数字でございますが、全国平均が耐震適合率三六・〇％ということでございますが、熊本県は平均で二五・四％という状況でございます。ただ、熊本市は七四％という状況になっていて、ただ、熊本市は七四％という状況になっていて、地震っていつ発生するか分からない災害でございますので、地域の実情に応じた形で耐震化を進めていくということが重要であるというふうなことを考えています。私どもとして、生活基盤施設耐震化等交付金ということでの財政支援、それから、水道事業者に対する耐震化あるいは更新の年次計画をより容易に策定するためのソフトウェアの提供といった技術的支援、こういったようなことをやっております。引き続き支援を強化してまいりたいと考えております。

○片山虎之助君 御承知のように日本は地震国なので、いつ地震が起きるか分からないし、それから水はどうしても必要ですよ、一番最初に必要なのは、食料なんかに並ぶ。そういう意味で、もっと

私は耐震化を進めるべきだと思っていて、間もなく補正予算が出るんですから、この際、がばっと財務省から予算を獲得したらどうですか。そういう決意はありませんか。

○政府参考人(樽見英樹君) まさに耐震化は非常に重要ということでございまして、これからの予算の対応ということも含めまして、これは財政当局とよく相談をしてまいりたいと思います。

○片山虎之助君 それから、もう一つ、水道料金。格差というのがあるんですよ、これは。それで、全体に人口は減っているんだから、田舎の方はもうお年寄りばかりにどんどんって、人口が減って。水道施設も老朽化していく。しかし、水道料金を上げないと、更新したり何かするのに。その財源がないとこういうことになる。や、こしいんですよ。むしろ、東京が今いろいろ問題になっていまして、要らぬことを言っちゃいけない、下げてはいけません。東京なんかは水道料金は余り高くない、下げてはいけません。

だから、そういうことの問題についてはどういうふうにお考えですか。この際御意見聞きたい、これについては後で高市総務大臣にも御意見聞きたい。

○政府参考人(樽見英樹君) 水道事業、御存じのとおり、水道料金収入による独立採算という原則ということでやっております。けれども、各水道事業者の置かれた地理的な条件、あるいは原水の状況でありますとか、もう一つは経営努力ということもございまして、もう一つは経営努力によつて水道料金、一律なものになっていない。経営規模によつてもコストも異なりますし、浄水処理、原水の状況によつてはそれによるコストも異なるということ、これはもう一つは経営努力によつて水道料金、やはり先生おっしゃいますように、基本的なインフラでございます。そういう意味で、平準化に向けた努力というものは必要だろうというふうに思っております。そのためには、経営基盤の強化、それから、そのためにあります水道事業の広域化ということが有効だとい

うふうに考えているわけでございます。

そういう観点で、私も厚生労働省としては、平成二十八年予算におきましても、先ほど申しました耐震化交付金のメニューの一つとして広域化に資するための施設整備を追加するといったような取組をしているところでございますし、もう一つ、私どもの審議会の中で、水道事業の維持・向上に関する専門委員会というのを設けたところでございますが、そこでその事業統合等の広域化について議論をして、これが進むようにということで努力をしまいたいということで取り組んでいるところでございます。引き続き検討をしっかりと進めてまいりたいと思います。

○国務大臣(高市早苗君) 市町村合併時に相当平準化は図られてきたと考えていますけれども、御地元での御意見もすっかり伺いまして、平準化に向けて取り組んでまいりたいと思います。

委員がおっしゃった耐震化も非常に大事な課題だと考えております。

○片山虎之助君 時間が来ましたので、終わります。

○又市征治君 社民党の又市です。

最初に、NHKにお伺いをしたいと思います。本日発売の文芸春秋に安倍首相のお母さんに対するインタビュー記事が掲載をされておりますが、この記事の内容についてどう言うつもりは全くありませんけれども、そのインタビューがNHKの解説委員岩田明子さんとなっているわけですね。

そこで、会長、まず一つは、NHKの職員が他社のインタビューになることはよくあることなのかどうか、二つ目に、文芸春秋にもたくさんさんの記者がいるでしょうが、なぜNHKの職員が行ったのか、三つ目に、この事実を会長は事前に知っていたのかどうか、この三点、まず先に伺います。

○参考人(柳井勝人君) 御指摘の記事につきましましては、岩田氏が一人のジャーナリストとして時間外に対応したものと聞いております。職員就業規

則に基づきまして、所定の手続に沿った許可申請が岩田氏から事前に提出されて許可されていると聞いております。

私が事前に知っていたかどうかということについては、私は個人的には存じ上げません。それは、局内のしかるべき手続に沿って処理されたものでございます。

○又市征治君 NHKの番組ならばともかくも、他社の雑誌、しかも安倍総理のお母さんへのインタビューをNHK職員が行っている。規則上どうなっているかは知りませんが、会長がよく繰り返しておっしゃるが、公平公正、自主自律、これそのものが誤解をされてしまうんじゃないか。その点は何かとも思いませんか。

○参考人(柳井勝人君) あくまでも岩田氏が一人のジャーナリストとして、個人として、しかも時間外に対応したものであるということでございますから、基本的には問題ないことだと理解しております。

○又市征治君 そういう認識が私は大変問題だと思えます。

今も申し上げたように、あなたが何度も繰り返す公平公正だとか自主自律ということ、NHKが他社のものにそういう格好でやるということ、たまにはそれはあるのかもしれない。しかし、そういうものが平然と許可されてしまった、知っていました、問題ありません、その認識に私は大変問題あると思う。

先ほど寺田さんがお聞きになった問題についてもう少しお聞きをしますが、NHK内部の災害対策本部で熊本地震の報道内容についてあなたが意見を述べられたそうですけれども、それまでの報道に何か問題があったから述べられたんですか。

○参考人(柳井勝人君) これはあくまでもNHKの内部での発言でございますけれども、今回の発言は、あくまでも熊本地震、熊本における地震に関連した会議でございます。原発報道全般のスタンスについて述べたものではございません。

大きな揺れがあった直後の原発への影響について当然皆さん大いなる関心があるわけでございまして、我々としては住民の不安をいたすにあおらないように、従来どおり事実に基づいて正確な情報を伝えてほしいという、こういう趣旨で述べたものでございます。

○又市征治君 いたずらにおおるかとか、少なくとも大変多くの人々が不安に思っているわけですよ。あの事故で、川内原発にまで活断層があるんじゃないのか、延長線あるんじゃないのかというところについて、それぞれ現場の皆さん方が取材をなさって、そうした国民の声に依る報道をなさるといふことは全然問題ないんじゃないのか。それをあなたはいたすらにと、自分の先入観でもってそういうふうにおっしゃっているんじゃないのか。

そもそもあなた自身はこれまで、編集権は会長にあるけれども現場の編集については具体的に私が介入することはないと、この本委員会でも何度も答弁をされてきた。そうすると、あなたは、今後は編集についても会長自身が物を申すんだ、こういう方針に変えられたんですか。

○参考人(柳井勝人君) そういうことではございません。あくまでも編集権というのは会長に存在するわけでございしますが、私、今委員がおっしゃったように、何回も申し上げておりますとおり、実際の編集におきましては、報道につきましましては、放送総局長に分掌し、それを基に現場で実際の報道を行っているということでございます。

それから、私の先入観ということでございますけれども、私にはやはりこの場合、地震が起こっているところで近くに、比較的近くと申してもいいのかもしれないけれども、川内というところに原発がありますから、ここについてはむしろ事実を伝えていくということ、我々はその報道もその事実に基づいて実行してまいりました。

○又市征治君 事実に基づいてって、そこに原発があつて、元々福島原発も、政府事故調もいろいろんな民間事故調もいろいろとやっただけでも、福

島の原発事故の原因は決して津波だけであつたというふうには断定してないんですよ。元々大きな地震のために破断したかもしれないから、配管が、そういうことも言っている。

そんなことを含めて考えたときに、言ってみれば、多くの国民の皆さんは、川内原発、ああいう格好で隣でどんどん事故が起こってくると、三十年も経過をしているわけだから、これ幾つかの政党もそのことについては総理にも申入れをしているわけですけども、一旦止めてやっぱり検査をすべきだ、そうしないと本当の意味で国民の声にこたへたことにならないんじゃないか、やっているわけですよ。そのことを、あなたはそれがいたずらだと、いたずらに不安をあおる、どうしてそういうことになるんですか。

だから、どうもあなたのこの発言聞いていると、この今日の答弁聞いても、やはり会長自身が就任会見で披露した個人的見解、政府が右と言うものを我々左と言うわけにいかないと、そういうことをまたここに、NHKに持ち込もうとしているなというふうに感じざるを得ないわけですよ。引き続き、会長の発言、姿勢というものについては我々としては注視をしていきたい。そのことを申し上げて、NHKの質問はこれで終わりますから、御退席いただいて結構です。

○委員長(山本博司君) 柳井会長、退席されて結構でございます。

○又市征治君 次に、福祉関係の労働者の賃金について伺っておきたいと思います。

厚労省が作成をした資料によりますと、全職種平均の決まった支給する現金給与額、これが三十二万九千六百円であるのに対して、保育士が二十一万六千六百円、福祉施設介護員が二十一万九千七百円、ホームヘルパーが二十二万七千円、こういうふうになっています。平均年齢、勤続年数が当然異なるわけでも十数万円差があるという、しかしそれにしても十数万円差があるという、こういう格好になっているわけですが、このような賃金格差の原因、厚労省としてはどういうふう

分析をされていますか。

○政府参考人(吉本明子君) 平成二十七年の賃金構造基本統計調査によりますと、決まって支給する現金給与額が月額で保育士が約二十一万九千円……(発言する者あり)はい。約十萬円の乖離があるということでございます。

こうした乖離の要因につきましては、勤続年数の違いなど様々な要因があるというふうに考えておりますけれども、保育、介護の受皿の整備を進めていくためには、こうした職員の確保が何よりも重要でございますので、これらの処遇改善を図っていくことが重要だというふうに考えているところでございます。

○又市征治君 勤続年数の違いは、それはあるのは当たり前なんです、問題は、働き続けられる職場環境、労働条件がやっぱり整っているかどうかということが問われるわけで、その点にもっと着目してもらいたい、厚労省としては、そのことは是非求めておきたいと思う。

そこで、安倍総理は先月の一億総活躍国民会議において、保育士や介護職員を確保するため、来年度からの処遇改善策、保育士を新たに二%相当の処遇改善を行い、経験者を積んだ保育士は競合他産業との賃金格差を解消するというふうに述べられた。介護職員についても賃金格差をなくすようにするというものであります。

保育士は、施設型給付金の中の処遇改善等加算で行おうということなんでしょうけれども、いわゆる三位一体改革以来、地方交付税措置による一般財源化が行われてきました。その結果、公立保育所の運営費というのが全額を市町村が負担する形になった、こういうことであって、公立保育所の民営化や非正規職員化というのは急増してきたことは御承知のとおりであります。さらに、子ども・子育ての支援制度によって施設型給付は市町村の十割負担に今なっているわけで、これで果たして保育士の処遇改善につながるのか、つながったとしても自治体ごとの格差が出るのではないかと、こう危惧もされている、現に起こっている。

一般財源化の見直しというのが一面では必要でないのか、あるいはほかの方策をいろいろ考えるべきじゃないのか、この点は総務省に伺いたいと思います。

介護士も平成二十七年度に平均月額一万二千元の上昇を見込んでおりましたけれども、配分は管理者が行うということや、給与体系が変更になり月額が増えただけでも、夏の一時金が削減されて結果的に年収が減収になった、こういう例さえも出ている。今後、処遇改善加算が本当に処遇改善につながったかどうか、この確認はどのように行うのか、この点も伺いたいと思います。

また、加藤大臣が、しっかりと財源確保が必要だと会議後に発言されたようですが、現時点で恒久財源は定まっていらないのではないのか、こう思いますが、この点はいかがでしょう。

○大臣政務官(森屋宏君) まず、先生から御質問ございました公立保育所の運営に関する問題について回答をさせていただきたいと思っております。

先生おっしゃいましたように、一般財源化されているところがございますけれども、一方におきまして、一般財源化により影響が生じませんように適切に地方財政措置を講じているところでございます。

具体的には、地方交付税の算定に当たりまして、従来の国庫負担金分も含めました地方負担の全額につきまして基準財政需要額に適切に措置されますよう、各市町村の実際の公立保育所の入所児童数に応じた補正を今行っているところでございます。こうしたことから、公立保育所と私立保育所の交付税算定上の単価の比率はおおむね四対一となっております。私立保育所の単価に合わせまして公立保育所もこれまで拡充を行っているところでございます。今後とも、公立保育所の運営につきましては、厚生労働省とよく相談をいたしまして適切に財政措置を講じてまいりたいというふうに考えております。

す保育士の処遇につきましては、それぞれの地方団体におきまして、地域の実情等を踏まえまして適切に判断されるものと認識をしておりますところでございます。

以上です。

○政府参考人(濱谷浩樹君) お答えいたします。

介護職員の処遇改善につきましては、先生御指摘のとおり、平成二十七年度介護報酬改定におきまして一人当たり月額一万二千元相当の処遇改善の加算の拡充を行ったところでございます。

この実態でございますけれども、本年三月に公表した平成二十七年度介護従事者処遇状況等調査の結果等によりますと、約七割の事業所がこの加算を取得しております。また、平成二十七年九月時点で前年と比べ月平均一万三千円程度の賃上げがなされておりました。事業所独自の自主努力も含めて加算額以上の処遇改善が進められているものと承知いたしております。

この加算をより多くの事業所に活用していただくよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○政府参考人(木下賢志君) 保育士や介護職員の処遇改善のための財源についての御質問でございますけれども、まず保育、介護人材確保のために、ニッポン一億総活躍プランにおきまして、処遇改善、多様な人材の育成、高齢者等の活用、あるいは生産性の向上を通じた労働負担の軽減、やりがいを持つて安心、快適に働ける環境の整備といった総合的な対策をまとめることとしております。

これらに必要な財源につきましては、平成二十九年年度から実施できますようしっかりと安定財源を確保してまいりたいと考えております。

○又市征治君 それぞれ御努力をされているんですが、これは徹底がやっぱりなかなかされていらないという、森屋さん、いろいろとおっしゃっていただいたんですが、現実問題としてはやはり給与表の適用などというものを随分と切り下げるみたいな形というのか、そういう格好でやられてい

たり、だから十萬円以上の格差が出ているということも現実です。

それから、厚労省も、この調査に応じていない施設が三割ほどあるわけだし、全く調査そのものに全然応ずる考えがないところもあるようでありますから、こういうところもしっかりと厚労省も取り組んでいただきたいということを申し上げておきたいと思っております。まだ何問か質問したかったんですが、もう時間が来てしまいましたので。

いずれにいたしましても、この保育所の、今大きな問題になっていますが、質の確保というのは社会的な課題に今日なっているということがあるわけで、厚労省は、自治体によつて責任を押し付けるだけではなくて、しっかりと調査もし、そしてまた助言もしっかりと行う、こういう努力を一面、今、今だからこそそのことやらなきゃならぬ、こういうふうに思うわけでして、その努力について最後に決意だけお伺いをして、終わりたいと思います。

○政府参考人(吉本明子君) 保育所に対する指導監査でございますけれども、原則、都道府県等が実施主体となりまして一年に一回以上ということと定めを置いているところでございますけれども、それに係る実態、今後とも把握をいたしまして、きちんと実施していただけますようにしていきたいというふうに考えております。

○又市征治君 終わります。

○主濱了君 生活の主濱了であります。

まず、地方経済に関しまして大臣の御所見を伺いたい、二点ほど伺いたいと思っております。事業所数につきましては、既に当委員会でもお示したとおり、平成二十一年から平成二十六年、全国で六・三%減、地元岩手でも六・七%減と減少している状況にあります。それから、購買力の指数の一つである実質賃金とか可処分所得につきましても、何回もお話をしておりますので結論だけ申し上げます、実質賃金は平成九年が一〇九・五、平成二十七年が九四・六で一五ポイント

トほど下がっていると、下がっている状態であり
ます。それから、可処分所得、これは二人以上の
世帯の勤労世帯、これが平成九年が四十九万円、
そして平成二十七年がこれが四十二万円台なん
ですが、七万円も下回っていると、こういうふうな
状況。さらに、報道によりますと、個人消費の
額、平成二十五年三百十六兆円、平成二十六年三
百七兆円、そして平成二十七年が三百四兆円と、
どんどんどんどん減少している状況にあります。
GDPにつきましても何回も言っておりますの
で、今、平成九年と昨年を比べてもこれは二十七
兆円もまだ下回っていると、こういう状況になっ
ております。

このような状況の中で、地方財政計画は〇・六
%アップ、それからその中で地方税は三・二%
アップと、こういうふうなことになるております
が、まず第一点目として、地方の経済をどのよう
に見られておられるかというのがこれ第一点目
であります。

それから、第二点目。あわせて、消費税の税率
引上げにつきましても、もう既にこの税率引上げ
はエスカレーターに乗っている、時の経過によっ
てこれが、来年の四月が来れば何の法的な措置を
講ぜずとも、何の措置を講じなくてもこれは一〇
%に引き上げられると、こういうふうなことになる
わけですけれども、低迷が続いている地方経済
を含めて日本経済を更に冷え込ませるのではない
かと、このように私は懸念しておりますが、この
点についていかがお考えになつていらっしゃるの
か、併せて伺いたいと思います。

○国務大臣(高市早苗君) まず、地方経済の状況
ですが、近年の傾向をこれは概括的に申し上げま
すと、アベノミクスの効果も一定程度あり、地域
ごとにばらつきはありますが、有効求人倍率や完
全失業率は全国的に改善傾向にございます。それ
から、各都道府県の平成二十八年当初予算にお
いても、平成二十四年度当初予算と比べますと、
三大都市圏以外の地域を含めて全ての都道府県で
地方経済の動向を反映する法人関係税が大きく増

加しておりますので、アベノミクスの成果は徐々
に地方にも波及してきている、そういう状況であ
ると考えています。

ただ、委員御指摘のとおり、個人消費、まだま
だ厳しいよねという声も十分承知をしております
。やはり、子育て、そして介護などといった自
分の人生というもののについての、また生活環境に
ついての安心感というものがちゃんと醸成されな
きゃいけませんし、それからやはり、欲しいと思
う商品、こういったものの存在も必要だと考えて
おります。

消費税率に関する御質問ですが、先ほど自分の
人生、生活、こういったものへの安心感というこ
とを申し上げましたけれども、消費税率の引上げ
というのは、社会保障制度を次世代に引き渡して
いく責任を果たすということとともに、市場や国
際社会からの国の信頼を確保するためにも必要な
ことであると考えています。まずは、来年四月に
予定されております消費税率一〇%への引上げを
実施できるように経済状況というのをつくり出し
ていくということが重要だと思っておりますので、総
務省という立場で申し上げますと、地域経済をより
元気にしていく、雇用を増やす、少しでも所得が
増えていくような環境をつくっていくためにでき
る対策に取り組んでまいりたいと考えておりま
す。

○主濱了君 私は、地方経済も含めて日本の経済
をどうするかというのは大事な問題だというふう
に思っております。しかしながら、経済が縮小し
ている中で税率だけを引き上げるということは、
これはもう国民いじめにはかならないんじゃない
かということでもあります。そういうふうな観点か
らは是非とも今後とも地方経済を見ていってた
だきたいと、こういうふうに思います。

次は、安倍政権の施策、安倍政権はニッポン一
億総活躍プランを講じていると、こういうこと
でありますけれども、この中で、総務省ではいかな
るメニュー、これを考えているのか、これを端的
にお話をいただきたいと思ひます。

○副大臣(松下新平君) お答えいたします。

ニッポン一億総活躍プランは、今後、一億総活
躍国民会議での議論を踏まえ政府全体で作成、策
定していくことになってまいりますけれども、総理指示に
基づきまして、働き方改革、子育て、介護の環境
整備、成長と分配の好循環のメカニズムの提示な
どの点を盛り込んで取りまとめられるものと承知
しております。

これまでの一億総活躍国民会議におきまして
は、高市総務大臣より大きく二点について言及し
ております。

まず一点が、一人一人の事情や生活スタイルに
応じた働き方を実現するテレワークの普及促進、
消防職員、団員を含めた地方公共団体における女
性の活躍促進等を通じて働き方改革に取り組む。
二点目は、ICTにより低コストで多様な教材の
利用を可能とするクラウドプラットフォームを構
築し、全国に普及させ、誰もが希望する教育を受
けることができる環境の整備に貢献するということ
でございます。

総務省といたしまして、一億総活躍社会の実現
に向けて全力で取り組んでまいりたいと思ひま
す。

以上です。

○主濱了君 時間がなくなってきたのでちよつと
先を急がせていたんですが、マイナン
バーカードのICチップの空き容量、この利用に
ついて伺いたいと思ひます。

このICチップの空き容量について、新たに民
間事業者も総務大臣の定めるところにより利用可
能というふうにありますけれども、どのような利
用が可能になるのか、具体的な例でお願いをいた
します。

○国務大臣(高市早苗君) 今委員がおっしゃつて
いただいたとおり、ICチップの空き領域の活用
は、総務大臣が定めるセキュリティなどの基準
を満たした民間事業者の名称と用途について総務
大臣告示を行うことで可能となります。また、本
年六月をめどにセキュリティなどの基準を作成

して、本年十月から空き領域の活用が可能となる
と想定しています。

活用例ですけれども、カードアプリによつてス
ビーディーな本人確認が可能ですから、入退館用
のカードですとか職員証、会員証などを想定して
いるんですが、この設定によりましては様々な用
途で利用可能となるものでございますので、まず
は、これは民間事業者の皆様からの積極的な御提
案を期待しております。

○主濱了君 六月を目途にと、こういうお話です
けれども、ちよつと話を戻しまして、マイキー
ID。マイキーIDというのは、要するに電子証明
の延長線上にあつて、言わば民間システムにログ
インするためのパスワードである、オープンセサ
ミとか、そういうふうな鍵であるというふうな私
は理解しているが、まずこれでよろしいかどうか
というのが第一点と、それから、これはあくまで
キーを持つて相手方にログインすると、それから
今度は空き容量の利用というのは、逆に民間企業
の様々なデータがマイカードの中に入ってくるの
かどうか、これが非常に心配なんです。もしマ
イカードの中に民間企業のデータが入ってくる
ということになりますと、これは出ていくのとは違
いますので、その、その点だけ御説明をいた
したいと思ひます。

○国務大臣(高市早苗君) まず、一点目ござい
ますが、主濱委員が御指摘いただいたとおり、マ
イキーIDというのはマイキープラットフォーム
から様々なデータを呼び出す際の共通のIDでござ
います。また、去る四月二十八日に自治体の方
や商店街の方々、有識者などから成るマイキー
プラットフォームによる地域活性化方策検討会で中
間報告をまとめたばかりでございます。そこでマ
イキーIDを利用者証明用電子証明書に書き込む
という案が示されましたので、この案を軸に今後
検討してまいります。

二番目の御質問ですけれども、私がこの検討を
指示しましたときに、マイナンパーカードやマイ
キープラットフォームには、例えば図書の貸出し

う決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十一分散会

五月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律案

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律案
行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第一条 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 雑則(第四十五条―第五十二条)」を「第四章の二 行政機関非識別加工情報の提供(第四十四条の二―第四十四条の十六)」に改める。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に改め、「基本的事項」の下に「及び行政機関非識別加工情報(行政機関非識別加工情報ファイル)を構成するものに限る。」の提供に関する事項を加え、「図りつつ」を「図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するも

のであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ」に改める。

第二条第二項中「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」を「次の各号のいずれかに該当するもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式)その他の人の知覚によつては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。))で作られる記録をいう。以下同じ。に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

二 個人識別符号が含まれるもの
第二条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、同条第三項ただし書中「平成十一年法律第四十二号」の下に、以下「行政機関情報公開法」という。を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他

の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

4 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報を含む。

第二条に次の四項を加える。

8 この法律において「非識別加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。))を除く。以下この項において同じ。の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができない(個人に関する情報について、当該個人に関する情報に含まれる記述等により、又は当該個人に関する情報が他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる場合にあつては他の情報(当該個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報その他の個人情報保護委員会規則で定める情報を除く。))と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなることをいう。第四十四条の十第一項において同じ。により個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報をも復元することができないようにしたものを含む。

一 第二項第一号に該当する個人情報 当該

個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

二 第二項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

9 この法律において「行政機関非識別加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報(個人識別符号を構成する保有個人情報(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。))を除く。以下この項において同じ。の全部又は一部(これらの一部に行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報(同条第一号に掲げる情報を除く。以下この項において同じ。))が含まれているときは、当該不開示情報に該当する部分を除く。))を加工して得られる非識別加工情報を含む。

一 第十一条第二項各号のいずれかに該当するもの又は同条第三項の規定により同条第一項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

二 行政機関情報公開法第三条に規定する行政機関の長に対し、当該個人情報ファイルを作成する保有個人情報(当該個人情報ファイルの行政文書の同条の規定による開示の請求があつたとしたならば、当該行政機関の長が次のいずれかを行うこととなるものであること。

イ 当該行政文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

ロ 行政機関情報公開法第十三条第一項又

は第二項の規定により意見書の提出の機会を与えること。

三 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第四十四条の十第一項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報加工して非識別加工情報を作成することができるものであること。

10 この法律において「行政機関非識別加工情報ファイル」とは、行政機関非識別加工情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

一 特定の行政機関非識別加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関非識別加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

11 この法律において「行政機関非識別加工情報取扱事業者」とは、行政機関非識別加工情報ファイルを事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

一 国の機関

二 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）

三 地方公共団体

四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）

第四条中「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録（第二十四条及び第五十五条において「電磁的記録」という。）を「電磁的記録」に改め、同条第三号中「（独立行政法人等の保有

する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）及び（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を削る。

第五条中「保有個人情報」の下に「（行政機関非識別加工情報（行政機関非識別加工情報ファイル）を構成するものに限り、次条第二項において同じ。）及び削除情報（第四十四条の二第三項に規定する削除情報）をいう。次条第二項及び第十條第二項第五号の三において同じ。）に該当するものを除く。次条第一項、第八条及び第十二条第一項において同じ。）を加える。

第六條第一項中「き損を「毀損」に改め、同条第二項中「個人情報」の下に「（行政機関非識別加工情報及び削除情報に該当するものを除く。次条第三十八條、第四十八條、第五十條及び第五十一條において同じ。）を加える。

第十條第一項中「及び第五十一條を」「第五十一條及び第五十一條の五から第五十一條の七まで」に改め、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第十條第二項第五号の次に次の二号を加える。

五の二 行政機関非識別加工情報ファイルに該当する個人情報ファイル

五の三 記録情報に削除情報が含まれる個人情報ファイル

第十條第二項第十一号中「第二条第四項第二号」を「第二条第六項第二号」に改める。

第十一條第一項中「第三項において」を「以下」に改める。

第十四條第二号中「含む。」の下に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第十五條第二項中「記述等」の下に「及び個人

識別符号」を加える。

第二十二條第二項及び第三十四條第二項中「第二条第三項」を「第二条第五項」に改める。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 行政機関非識別加工情報の提供

（行政機関非識別加工情報の作成及び提供等）
第四十四條の二 行政機関の長は、この章の規定に従い、行政機関非識別加工情報（行政機関非識別加工情報ファイル）を構成するものに限り、以下この章及び次章において同じ。）を作成し、及び提供することができる。

2 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために行政機関非識別加工情報及び削除情報（保有個人情報に該当するものに限り、）を自ら利用し、又は提供してはならない。

3 前項の「削除情報」とは、行政機関非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この章において同じ。）から削除した記述等及び個人情報識別符号をいう。

（提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載）

第四十四條の三 行政機関の長は、当該行政機関が保有している個人情報ファイルが第二条第九項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第十一條第一項の規定の適用については、同項中「第九号」とあるのは、「第九号並びに第四十四條の三各号」とする。

一 第四十四條の五第一項の提案の募集をす

る個人情報ファイルである旨

二 第四十四條の五第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地

三 当該個人情報ファイルが第二条第九項第二号（ロ）に係る部分に限る。）に該当するときは、第四十四條の八第一項において準用する行政機関情報公開法第十三條第一項又は第二項の規定により意見書の提出の機会が与えられる旨

（提案の募集）

第四十四條の四 行政機関の長は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該行政機関が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に前条第一号に掲げる事項の記載があるものに限り、）以下この章において同じ。）について、次条第一項の提案を募集するものとする。

（行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案）

第四十四條の五 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関非識別加工情報をその事業の用に供する行政機関非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、行政機関の長に対し、当該事業に関する提案をすることができ、

2 前項の提案は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を行政機関の長に提出してしなければならない。

一 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名

二 提案に係る個人情報ファイルの名称

三 提案に係る行政機関非識別加工情報の本人の数

四 前号に掲げるもののほか、提案に係る行政機関非識別加工情報の作成に用いる第四十四條の十第一項の規定による加工の方法

を特定するに足りる事項

五 提案に係る行政機関非識別加工情報の利用の目的及び方法その他当該行政機関非識別加工情報がその用に供される事業の内容

六 提案に係る行政機関非識別加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間

七 提案に係る行政機関非識別加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置

八 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

3 前項の書面には、次に掲げる書面その他個人情報保護委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

一 第一項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 前項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面

(欠格事由)

第四十四条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の提案をすることができない。

一 未成年者、成年被後見人又は被保佐人

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)若しくは独立行政法人等個人情報保護法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

四 第四十四条の十四の規定により行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して二年を経過しない者

五 独立行政法人等個人情報保護法第四十四

条の十四の規定により独立行政法人等個人情報保護法第二条第九項に規定する独立行政法人等非識別加工情報(同条第十項に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファイル)を構成するものに限り、その利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して二年を経過しない者

六 法人その他の団体であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があつたもの

(提案の審査等)

第四十四条の七 行政機関の長は、第四十四条の五第一項の提案があつたときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 第四十四条の五第一項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。

二 第四十四条の五第二項第三号の提案に係る行政機関非識別加工情報の本人の数が、行政機関非識別加工情報の効果的な活用観点からみて個人情報保護委員会規則で定める数以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。

三 第四十四条の五第二項第三号及び第四号に掲げる事項により特定される加工の方法が第四十四条の十第一項の基準に適合するものであること。

四 第四十四条の五第二項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。

五 第四十四条の五第二項第六号の期間が行政機関非識別加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める期間を超えないものであること。

六 第四十四条の五第二項第五号の提案に係る行政機関非識別加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第七号の措置が当該行政

機関非識別加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。

七 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するものであること。

2 行政機関の長は、前項の規定により審査した結果、第四十四条の五第一項の提案が前項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

一 第四十四条の九の規定により行政機関の長との間で行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨

二 前号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

3 行政機関の長は、第一項の規定により審査した結果、第四十四条の五第一項の提案が第一項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないことと認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第四十四条の八 個人情報ファイル簿に第四十四条の三第三号に掲げる事項の記載がある個人情報ファイルに係る第四十四条の五第一項の提案については、当該提案を当該提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報

が記録されている行政文書の行政機関情報公開法第三号の規定による開示の請求と、前条第二項の規定による通知を当該行政文書の全部又は一部を開示する旨の決定とみなして、行政機関情報公開法第十三条第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「行政機関の長」とあるのは、「行政機関の長(行政機関の保有する個人情報

の保護に関する法律第五条に規定する行政機関の長をいう。次項において同じ。)」と読み替

えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

2 前項において準用する行政機関情報公開法第十三条第一項又は第二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた同条第一項に規定する第三者が第四十四条の五第一項の提案に係る行政機関非識別加工情報の作成に反対の意思を表示した意見書を提出したときは、当該提案に係る個人情報ファイルから当該第三者を本人とする保有個人情報を除いた部分を当該提案に係る個人情報ファイルとみなして、この章の規定を適用する。

(行政機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結)

第四十四条の九 第四十四条の七第二項の規定による通知を受けた者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、行政機関の長との間で、行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

(行政機関非識別加工情報の作成等)

第四十四条の十 行政機関の長は、行政機関非識別加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報に復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報に加工しなければならない。

2 前項の規定は、行政機関から行政機関非識別加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(行政機関非識別加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第四十四条の十一 行政機関の長は、行政機関非識別加工情報を作成したときは、当該行政機関非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個

個人情報ファイルについての第四十四条の三の規定により読み替えられた第十一条第一項の規定の適用については、同項中「並びに第四十四条の三各号」とあるのは、「第四十四条の三各号並びに第四十四条の十一各号」とする。

- 一 行政機関非識別加工情報の概要として個人情報保護委員会規則で定める事項
- 二 次条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地
- 三 次条第一項の提案をすることができる期間

(作成された行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)

第四十四条の十二 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第一号に掲げる事項が記載された行政機関非識別加工情報をその事業の用に供する行政機関非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、行政機関の長に対し、当該事業に関する提案をすることができ、当該行政機関非識別加工情報について第四十四条の九の規定により行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関非識別加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

2 第四十四条の五第二項及び第三項、第四十四条の六、第四十四条の七並びに第四十四条の九の規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第四十四条の五第二項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号から第八号までに」と、同項第四号中「前号に掲げるもののほか、提案」とあるのは「提案」と、「作成に用いる第四十四条の十第一項の規定による加工の方法を特定する」とあるのは「を特定する」と、同項第八号中「前各号」とあるのは「第一号及び第四号から前号まで」と、第四十四条の七第一項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号から第七号までに」と、

同項第七号中「前各号」とあるのは「第一号及び前三号」と、同条第二項中「前項各号」とあるのは「前項第一号及び第四号から第七号まで」と、同条第三項中「第一項各号」とあるのは「第一項第一号及び第四号から第七号まで」と読み替えるものとする。

(手数料)

第四十四条の十三 第四十四条の九の規定により行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 前条第二項において準用する第四十四条の九の規定により行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者は、政令で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

(行政機関非識別加工情報の利用に関する契約の解除)

第四十四条の十四 行政機関の長は、第四十四条の九(第四十四条の十二第二項において準用する場合を含む。)の規定により行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

一 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。

二 第四十四条の六各号(第四十四条の十二第二項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当することとなったとき。

三 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

(安全確保の措置)

第四十四条の十五 行政機関の長は、行政機関非識別加工情報、行政機関非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに第四十四条の十第一項の規定により行った加工の方法に関する

情報(以下この条及び次条において「行政機関非識別加工情報等」という。)の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、行政機関非識別加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、行政機関から行政機関非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(従事者の義務)

第四十四条の十六 行政機関非識別加工情報等の取扱いに従事する行政機関の職員若しくは職員であつた者又は前条第二項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た行政機関非識別加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第四十五条第一項中「前章」を「第四章」に改め、同条第二項中「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」を「行政機関情報公開法」に、「前章」を「第四章」に改める。

第四十六条中「前三章」を「第二章から前章まで」に、「前章第四節」を「第四章第四節」に改める。

第四十七条第二項中「この法律」の下に「(前章を除く。第四十九条第一項、第五十条及び第五十一条において同じ。)」を加える。

第四十八条の見出しを「(行政機関における個人情報の取扱いに関する苦情処理)」に改める。

第五十一条の次に次の七条を加える。

(第四十四条の五第一項等の提案をしようとする者に対する情報の提供等)

第五十一条の二 行政機関の長は、第四十四条の五第一項又は第四十四条の十二第一項の提案をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に当該提案をすることができるよう、当該提案に資する情報の提供その他当該提案をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

2 個人情報保護委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため、総合的な案内所を整備するものとする。

(行政機関における行政機関非識別加工情報の取扱いに関する苦情処理)

第五十一条の三 行政機関の長は、行政機関における行政機関非識別加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(報告の要求)

第五十一条の四 個人情報保護委員会は、行政機関の長に対し、前章の規定の施行の状況について報告を求めることができる。

(資料の提出の要求及び実地調査)

第五十一条の五 個人情報保護委員会は、前条に定めるもののほか、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政機関における行政機関非識別加工情報の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求め、又はその職員に実地調査をさせることができる。

(指導及び助言)

第五十一条の六 個人情報保護委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政機関における行政機関非識別加工情報の取扱いについて、必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告)

第五十一条の七 個人情報保護委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政機関における行政機関非識別加工情報の取扱いについて勧告をすることができる。

(個人情報保護委員会の権限の行使の制限)

第五十一条の八 個人情報の保護に関する法律第四十三条第一項の規定の趣旨に照らし、個人情報保護委員会は、行政機関の長が同法第

七十六条第一項各号に掲げる者(それぞれ当該各号に定める目的で行政機関非識別加工情報を取り扱う場合に限る。)に対して行政機関非識別加工情報を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

第五十三条中「第六条第二項」の下に「若しくは第四十四条の十五第二項」を加え、「第二条第四項第一号」を「第二条第六項第一号」に改める。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第二条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 雑則(第四十五条―第四十九条)」を「第四章の二 独立行政法人等非識別加工情報の提供(第四十四条の二―第四十四条の十六)」に改める。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に改め、「基本的事項」の下に「及び独立行政法人等非識別加工情報(独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。)の提供に関する事項」を加え、「(四つ)」を「四つ、並びに個人情報保護の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ」に改める。

第二条第二項中「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む)」を「次の各号のいずれかに該当するもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式そ

の他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

二 個人識別符号が含まれるもの

第二条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、同条第三項ただし書中「平成十三年法律第四十号」の下に「以下「独立行政法人等情報公開法」という。」を加え、同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

4 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実その他の本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益

が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報を用いる。

第二条に次の四項を加える。

8 この法律において「非識別加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。))を除く。以下この項において同じ。)の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができない(個人に関する情報について、当該個人に関する情報に含まれる記述等により、又は当該個人に関する情報が他の情報と照合することができ、それにより個人に関する情報である場合にあっては他の情報(当該個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報その他の個人情報保護委員会規則で定める情報を除く。))と照合することにより、特定の個人を識別することができないことをいう。第四十四条の十第一項において同じ。)のように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報情報を復元することができないようにしたものを用いる。

一 第二項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

二 第二項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

9 この法律において「独立行政法人等非識別加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報

報(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。))を除く。以下この項において同じ。)の全部又は一部(これらの一部に独立行政法人等情報公開法第五条に規定する不開示情報(同条第一号に掲げる情報を除く。以下この項において同じ。)が含まれているときは、当該不開示情報に該当する部分を除く。)を加工して得られる非識別加工情報を用いる。

一 第十一条第二項各号のいずれかに該当するもの又は同条第三項の規定により同条第一項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

二 独立行政法人等情報公開法第二条第一項に規定する独立行政法人等に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報記録されている法人文書の独立行政法人等情報公開法第三条の規定による開示の請求があつたとしたならば、当該独立行政法人等が次のいずれかを行うこととなるものであること。

イ 当該法人文書に記録されている保有個人情報等の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

ロ 独立行政法人等情報公開法第十四条第一項又は第二項の規定により意見書の提出の機会を与えること。

三 独立行政法人等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第四十四条の十第一項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報加工して非識別加工情報を作成することができるものであること。

10 この法律において「独立行政法人等非識別加工情報ファイル」とは、独立行政法人等非識別加工情報を含む情報の集合物であつて、

次に掲げるものをいう。

一 特定の独立行政法人等非識別加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、特定の独立行政法人等非識別加工情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したものとして政令で定めるもの

11 この法律において「独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者」とは、独立行政法人等非識別加工情報ファイルを事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

- 一 国の機関
- 二 独立行政法人等
- 三 地方公共団体
- 四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）

第四条中「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録（第二十四条及び第五十二条において「電磁的記録」という。）を「電磁的記録」に改め、同条第三号中「（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を削る。

第六条中「保有個人情報」の下に「独立行政法人等非識別加工情報（独立行政法人等非識別加工情報ファイル）を構成するものに限る。次条第二項において同じ。」及び削除情報第四十四条の二第三項に規定する削除情報をいう。次条第二項及び第十一条第二項第三号の三において同じ。）に該当するものを除く。次条第一項、第九条及び第十二条第一項において同じ。」を加える。

第七条第一項中「き損」を「毀損」に改め、同条第二項中「個人情報」の下に「独立行政法人等非

識別加工情報及び削除情報に該当するものを除く。次条、第三十八条及び第四十七条において同じ。）を加える。

第十一条第一項中「第三項において」を「以下」に改め、同項第五号の次に次の一号を加える。
五の二 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
第十一条第二項第三号の次に次の二号を加える。

- 三の二 独立行政法人等非識別加工情報ファイルに該当する個人情報ファイル
- 三の三 記録情報に削除情報が含まれる個人情報ファイル
- 第十四条第二号中「含む。」の下に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。
- 第十五条第二項中「記述等」の下に「及び個人識別符号」を加える。
- 第二十二條第二項及び第三十四條第二項中「第二條第三項を」第二條第五項に改める。

第四章の次に次の一章を加える。
第四章の二 独立行政法人等非識別加工情報の提供

（独立行政法人等非識別加工情報の作成及び提供等）
第四十四条の二 独立行政法人等は、この章の規定に従い、独立行政法人等非識別加工情報（独立行政法人等非識別加工情報ファイル）を構成するものに限る。以下この章及び次章において同じ。）を作成し、及び提供することができる。

2 独立行政法人等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために独立行政法人等非識別加工情報及び削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

3 前項の「削除情報」とは、独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることと

なるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この章において同じ。）から削除した記述等及び個人識別符号をいう。
（提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載）
第四十四条の三 独立行政法人等は、当該独立行政法人等が保有している個人情報ファイルが第二條第九項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第十一條第一項の規定の適用については、同項中「次に掲げる事項」とあるのは、「次に掲げる事項及び第四十四条の三各号に掲げる事項」とする。

- 一 第四十四条の五第一項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨
- 二 第四十四条の五第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地
- 三 当該個人情報ファイルが第二條第九項第二号（口に係る部分に限る。）に該当するときは、第四十四条の八第一項において準用する独立行政法人等情報公開法第十四條第一項又は第二項の規定により意見書の提出の機会が与えられる旨

（提案の募集）
第四十四条の四 独立行政法人等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該独立行政法人等が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に前条第一号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この章において同じ。）について、次条第一項の提案を募集するものとする。
（独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案）
第四十四条の五 前条の規定による募集に応じ

て個人情報ファイルを構成する保有個人情報加工して作成する独立行政法人等非識別加工情報をその事業の用に供する独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者にならうとする者は、独立行政法人等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。

2 前項の提案は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を独立行政法人等に提出してしなければならない。

- 一 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
- 二 提案に係る個人情報ファイルの名称
- 三 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の本人の数
- 四 前号に掲げるもののほか、提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いる第四十四条の十第一項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項
- 五 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の利用の目的及び方法その他当該独立行政法人等非識別加工情報がその用に供される事業の内容

六 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間
七 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の漏えいの防止その他当該独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置

八 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項
前項の書面には、次に掲げる書面その他個人情報保護委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

3 第一項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
二 前項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生

活の実現に資するものであることを明らかにする書面

(欠格事由)

第四十四条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の提案をすることができない。

一 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、個人情報保護の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)若しくは行政機関個人情報保護法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

四 第四十四条の十四の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して二年を経過しない者

五 行政機関個人情報保護法第四十四条の十四の規定により行政機関個人情報保護法第二条第九項に規定する行政機関非識別加工情報(同条第十項に規定する行政機関非識別加工情報ファイル)を構成するものに限り、その利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して二年を経過しない者

六 法人その他の団体であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があ

るもの

(提案の審査等)

第四十四条の七 独立行政法人等は、第四十四条の五第一項の提案があつたときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 第四十四条の五第一項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。

二 第四十四条の五第二項第三号の提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の本人の

数が、独立行政法人等非識別加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める数以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報本人の数以下であること。

三 第四十四条の五第二項第三号及び第四号に掲げる事項により特定される加工の方法が第四十四条の十第一項の基準に適合するものであること。

四 第四十四条の五第二項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。

五 第四十四条の五第二項第六号の期間が独立行政法人等非識別加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める期間を超えないものであること。

六 第四十四条の五第二項第五号の提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第七号の措置が当該独立行政法人等非識別加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。

七 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するものであること。

2 独立行政法人等は、前項の規定により審査した結果、第四十四条の五第一項の提案が前項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

一 第四十四条の九の規定により独立行政法人等との間で独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨

二 前号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

3 独立行政法人等は、第一項の規定により審査した結果、第四十四条の五第一項の提案が第一項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)
第四十四条の八 個人情報ファイル簿に第四十四条の三第三号に掲げる事項の記載がある個人情報ファイルに係る第四十四条の五第一項の提案については、当該提案を当該提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報情報が記録されている法人文書の独立行政法人等情報公開法第三条の規定による開示の請求と、前条第二項の規定による通知を当該法人文書の全部又は一部を開示する旨の決定とみなして、独立行政法人等情報公開法第十四条第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「独立行政法人等は」とあるのは、「独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。次項において同じ。)」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

2 前項において準用する独立行政法人等情報公開法第十四条第一項又は第二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた同条第一項に規定する第三者が第四十四条の五第一項の提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の作成に反対の意思を表示した意見書を提出したときは、当該提案に係る個人情報ファイルから当該第三者を本人とする保有個人情報を除いた部分を当該提案に係る個人情報ファイルとみなして、この章の規定を適用する。

(独立行政法人等非識別加工情報の作成等)
第四十四条の十 独立行政法人等は、独立行政法人等非識別加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報加工しななければならない。

2 前項の規定は、独立行政法人等から独立行政法人等非識別加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(独立行政法人等非識別加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)
第四十四条の十一 独立行政法人等は、独立行政法人等非識別加工情報を作成したときは、当該独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについては、第四十四条の三の規定により読み替えられた第十一條第一項の規定の適用については、同項中「及び第四十四条の三各号」とあるのは、「並びに第四十四条の三各号及び第四十四条の十一各号」とする。

一 独立行政法人等非識別加工情報の概要として個人情報保護委員会規則で定める事項

二 次条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地

三 次条第一項の提案をすることができる期間

(作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)

第四十四条の九 第四十四条の七第二項の規定による通知を受けた者は、個人情報保護委員

第四十四条の十二 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第一号に掲げる事項が記載された独立行政法人等非識別加工情報とその事業の用に供する独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、独立行政法人等に対し、当該事業に関する提案をすることができ、当該独立行政法人等非識別加工情報について第四十四条の九の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該独立行政法人等非識別加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

2 第四十四条の五第二項及び第三項、第四十四条の六、第四十四条の七並びに第四十四条の九の規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第四十四条の五第二項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号から第八号までに」と、同項第四号中「前号に掲げるもののほか、提案」とあるのは「提案」と、「の作成に用いる第四十四条の十第一項の規定による加工の方法を特定する」とあるのは「を特定する」と、同項第八号中「前各号」とあるのは「第一号及び第四号から前号まで」と、第四十四条の七第一項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号から第七号までに」と、同項第七号中「前各号」とあるのは「第一号及び前三号」と、同条第二項中「前項各号」とあるのは「前項第一号及び第四号から第七号まで」と、同条第三項中「第一項各号」とあるのは「第一項第一号及び第四号から第七号まで」と読み替えるものとする。

(手数料)

第四十四条の十三 第四十四条の九(前条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者は、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料の額は、実費を勘案し、か

つ、行政機関個人情報保護法第四十四条の十三の手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定める。

3 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

(独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の解除)

第四十四条の十四 独立行政法人等は、第四十四条の九の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

一 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。

二 第四十四条の六各号(第四十四条の十二第二項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当することとなったとき。

三 当該契約において定められた事項について重大な違反があつたとき。

(安全確保の措置)

第四十四条の十五 独立行政法人等は、独立行政法人等非識別加工情報、独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに第四十四条の十第一項の規定により行つた加工の方法に関する情報(以下この条及び次条において「独立行政法人等非識別加工情報等」という。)の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、独立行政法人等非識別加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、独立行政法人等から独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(従事者の義務)

第四十四条の十六 次に掲げる者は、その業務に関して知り得た独立行政法人等非識別加工

情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

一 独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いに従事する独立行政法人等の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者

二 前条第二項の受託業務に従事している者又は従事していた者

第四十五条中「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」を「独立行政法人等情報公開法」に、「前章」を「第四章」に改める。

第四十六条第二項中「この法律」の下に「(前章を除く。第四十八条第一項において同じ。)」を加える。

第四十七条の見出しを「(独立行政法人等における個人情報の取扱いに関する苦情処理)」に改める。

第四十八条の次に次の七条を加える。

(第四十四条の五第一項等の提案をしようとする者に対する情報の提供等)

第四十八条の二 独立行政法人等は、第四十四条の五第一項又は第四十四条の十二第一項の提案をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に当該提案をすることができるよう、当該提案に資する情報の提供その他当該提案をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

2 個人情報保護委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため、総合的な案内所を整備するものとする。

(独立行政法人等における独立行政法人等非識別加工情報の取扱いに関する苦情処理)

第四十八条の三 独立行政法人等は、独立行政法人等における独立行政法人等非識別加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(報告の要求)

第四十八条の四 個人情報保護委員会は、独立行政法人等に対し、前章の規定の施行の状況について報告を求めることができる。

(資料の提出の要求及び実地調査)

第四十八条の五 個人情報保護委員会は、前条に定めるもののほか、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、独立行政法人等に対し、独立行政法人等における独立行政法人等非識別加工情報の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求め、又はその職員に実地調査をさせることができる。

(指導及び助言)

第四十八条の六 個人情報保護委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、独立行政法人等に対し、独立行政法人等における独立行政法人等非識別加工情報の取扱いについて、必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告)

第四十八条の七 個人情報保護委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、独立行政法人等に対し、独立行政法人等における独立行政法人等非識別加工情報の取扱いについて勧告をすることができる。

(個人情報保護委員会の権限の行使の制限)

第四十八条の八 個人情報保護委員会は、第四十八条の四から前条までの規定により独立行政法人等に対し報告、資料の提出若しくは説明の要求、実地調査、指導、助言又は勧告を行うに当たっては、学問の自由を妨げてはならない。

2 個人情報の保護に関する法律第四十三条第一項の規定の趣旨に照らし、個人情報保護委員会は、独立行政法人等が同法第七十六条第一項各号に掲げる者(それぞれ当該各号に定める目的で独立行政法人等非識別加工情報を取り扱う場合に限る。)に対して独立行政法人等非識別加工情報を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

第五十条中「第二条第四項第一号」を「第二条

識別加工情報（同条第十項に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「独立行政法人等非識別加工情報」という。）若しくは独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた同条第五項に規定する保有個人

り特定の個人を識別することができることとなるものを除く。を除外。から削除した同条第二項第一号に規定する記述等若しくは同条第三項に規定する個人識別符号又は独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律平成十五年法律第五十九号

四項に規定する要配慮個人情報を含むものについての新行政機関個人情報保護法第十条第一項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「行政機関等の保有する個人情報」とあるのは「行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の

- 第三百二十九条
- 三 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)
- 第五十条第四項
- 四 鈛業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)
- 第五十九条第六項
- 五 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八

十五号)第三十六条の四第四項

六 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)

第八条の五第二項

七 特定多目的ダム法(昭和三十二年法律第三十五号)第二十六条第五項

八 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第八十六条第四項

九 意匠法(昭和三十四年法律第二百五号)第六十三条第四項

十 商標法(昭和三十四年法律第二百一十七号)七十二條第四項

十一 商業登記法(昭和三十八年法律第二百一十五号)第四百一十一條

十二 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第七十八條第九項

十三 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法(昭和五十三年法律第八十一号)第三十二條第六項

十四 電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律(昭和六十年法律第三十三号)第六條第二項

十五 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十三号)第四十八條第三項

十六 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)第十二條第五項

十七 種苗法(平成十年法律第八十三号)第五十三條第三項

十八 動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第百四号)第十八條

十九 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第二十七條第五項

二十 後見登記等に関する法律(平成十一年法律第百五十二号)第十四條

二十一 小型船舶の登録等に関する法律(平成十三年法律第百二二号)第三十一條第四項

二十二 情報公開・個人情報保護審査会設置法(平成十五年法律第六十号)第八條第三項第一号

二十三 不動産登記法(平成十六年法律第二百一十三号)第百五十五條及び附則第四條第四項

二十四 更生保護法(平成十九年法律第八十八号)第九十六條の二第一項

二十五 日本年金機構法(平成十九年法律第百九号)第三十八條第九項及び第十項

(個人情報保護の保護に関する法律の一部改正)

第六條 個人情報の保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十八條中「第三十六條第一項」の下に「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第四十四條の十第一項(同条第二項において準用する場合を含む。若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四十四條の十第一項(同条第二項において準用する場合を含む。))を加える。

第六十一條第二号中「個人情報及び」を「個人情報取扱事業者における個人情報の取扱い並びに個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者における」に、「並びに」を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二條第一項に規定する行政機関における同条第九項に規定する行政機関非識別加工情報(同条第十項に規定する行政機関非識別加工情報ファイル)を構成するものに限る。の取扱いに関する監視、独立行政法人等における独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第二條第九項に規定する独立行政法人等非識別加工情報(同条第十項に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファイル)を構成するものに限る。の取扱いに関する監督並びに個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する」に改める。

(行政手続における特定の個人を識別するため

の番号の利用等に関する法律の一部改正)

第七條 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第四項中「第二條第四項に規定する個人情報ファイル」を「第二條第六項に規定する個人情報ファイル」に改める。